

学 報

第423号

平成18年3月号

平成18年4月15日

東京芸術大学

(事務局総務課発行)

目 次

諸 報

- ・平成18年度入学者選抜試験結果について … 3
- ・美術学部長の選考結果について … 5
- ・大学美術館長の選考結果について … 5
- ・演奏芸術センター長の選考結果について … 5
- ・大邱大学校(韓国)との芸術国際交流協定の締結について … 6
- ・平成17年度附属音楽高等学校卒業式について … 6
- ・平成17年度卒業式・修了式について … 7
- ・平成17年度卒業・修了買上作品について … 8
- ・平成17年度サロン・ド・プランタン賞について … 9
- ・平成17年度アカンサス音楽賞について … 9
- ・平成17年度台東区長賞、台東区買上げ作品、取手市長賞、デザイン賞、杜の会社賞について … 10
- ・平成17年度長期精励者表彰式と退職者懇親会の実施について … 11
- ・演奏会等の実施について … 12
- 山月記～光と音の無言劇～
- 三林輝夫先生退職記念演奏会

人事

- ・人事異動 … 13

- 関係法令等 … 15

学内規則等

- ・東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則の制定について … 16
- ・東京芸術大学監査室規則の制定について … 18
- ・東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則の制定について … 19
- ・東京芸術大学受託事業規則等の制定について … 19
- ・東京芸術大学情報公開取扱規則の一部を改正する規則の制定について … 25
- ・東京芸術大学事務組織規則の一部を改正する規則等の制定について … 33
- ・東京芸術大学学則の一部を改正する学則の制定について … 41
- ・東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則等の制定について … 43
- ・東京芸術大学別科規則の一部を改正する規則の制定について … 50
- ・東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則の制定について … 50
- ・東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の一部を改正する規則の制定について … 53
- ・東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項の制定及び関連規則等の一部改正について … 55

諸会議

事務局

- ・役員会(3月2日) … 65
- ・教育研究評議会(3月2日) … 65
- ・企画・評価室(3月8日) … 65
- ・管理・運営室(3月9日) … 65
- ・安全衛生委員会(3月15日) … 65
- ・役員会(3月16日) … 65
- ・経営協議会(3月16日) … 66
- ・管理・運営室 施設・環境部会
(3月20日) … 66
- ・企画・評価室(3月20日) … 66
- ・社会連携室(3月20日) … 66
- ・研究推進室(3月22日) … 66
- ・役員会(3月23日) … 66
- ・教育研究評議会(3月23日) … 67
- ・学生支援室(3月29日) … 67
- ・臨時役員会(3月31日) … 67

美術学部

- ・大学院美術研究科運営委員会(3月2日) … 68
- ・美術学部学生生活委員会(3月20日) … 68
- ・美術学部運営委員会(3月20日) … 68
- ・美術学部教務委員会(3月22日) … 68
- ・美術学部拡大入試運営委員会(3月22日) … 68

・大学院美術研究科委員会（3月22日）	68
・美術学部教授会（3月22日）	68
音楽学部	
・音楽学部運営会議（拡大入試）・（入試） （3月12日）	69
・音楽学部入試判定会議（3月12日）	69
・音楽学部教授会（含：研究科委員会） （3月12日）	69
大学院映像研究科	
・大学院映像研究科教授会（3月9日）	69
大学美術館	
・大学美術館運営委員会（3月16日）	70
大学日誌	71

諸 報

— 平成18年度入学者選抜試験結果について —

(学 部)

平成18年3月29日現在

区 分			入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	
美術学部	絵画科	日本画	25	135	(2) 547	(2) 682	11	14	25	11	14	25	27.3
		油 画	55	551	(1) 1,241	(1) 1,792	24	34	58	24	34	58	32.6
		計	80	686	(3) 1,788	(3) 2,474	35	48	83	35	48	83	30.9
	彫 刻 科		20	141	174	315	13	7	20	13	7	20	15.8
	工 芸 科		30	81	246	327	10	23	33	10	23	33	10.9
	デ ザ イ ン 科		45	(1) 379	(1) 749	(2) 1,128	16	29	45	16	29	45	25.1
	建 築 科		15	65	(1) 62	(1) 127	8	7	15	8	7	15	8.5
	先端芸術表現科		30	100	(1) 168	(1) 268	11	20	31	11	19	30	8.9
	芸 術 学 科		20	30	72	102	7	15	22	6	14	20	5.1
	小 計		240	(1) 1,482	(6) 3,259	(7) 4,741	100	149	249	99	147	246	19.8
	音楽学部	作 曲		15	47	34	81	11	4	15	11	4	15
声 楽 科		54	96	(1) 273	(1) 369	20	34	54	20	34	54	6.8	
器 楽 科		98	179	(1) 429	(1) 608	26	73	99	26	73	99	6.2	
指 揮 科		2	5	3	8	1	1	2	1	1	2	4.0	
邦 楽 科		25	16	50	66	3	22	25	3	22	25	2.6	
楽 理 科		23	10	32	42	3	20	23	3	20	23	1.8	
音楽環境創造科		20	85	(1) 100	(1) 185	6	(1) 16	(1) 22	6	(1) 16	(1) 22	9.3	
小 計		237	438	(3) 921	(3) 1,359	70	(1) 170	(1) 240	70	(1) 170	(1) 240	5.7	
合 計			477	(1) 1,920	(9) 4,180	(10) 6,100	170	(1) 319	(1) 489	169	(1) 317	(1) 486	12.8

注1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

注2 先端芸術表現科には、帰国子女特別選抜試験結果を含む。

(大学院修士課程)

平成18年3月31日現在

区 分		入学 定員	志願者数			合格者数			入 学 者 数			倍率
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
美術研究科	絵 画	41	(3) 65	(11) 116	(14) 181	(2) 16	(3) 44	(5) 60	(2) 16	(3) 44	(5) 60	4.4
	彫 刻	15	(2) 20	(2) 19	(2) 39	(2) 8	(3) 10	(5) 18	(2) 8	(3) 10	(5) 18	2.6
	工 芸	28	(2) 19	(2) 29	(4) 48	(2) 11	(3) 23	(5) 34	(2) 11	(3) 23	(5) 34	1.7
	デ ザ イ ン	22	(7) 22	(8) 26	(15) 48	(1) 11	(2) 13	(3) 24	(1) 11	(2) 13	(3) 24	2.2
	建 築	12	(1) 46	(2) 20	(3) 66	(2) 13	(3) 8	(5) 21	(2) 13	(3) 8	(5) 21	5.5
	芸 術 学	21	(1) 15	(2) 27	(1) 42	(1) 5	(2) 15	(3) 20	(1) 4	(2) 15	(3) 19	2.0
	文化財保存学	18	(5) 21	(5) 48	(10) 69	(2) 6	(3) 14	(3) 20	(2) 6	(3) 14	(3) 20	3.8
	先端芸術表現	24	(1) 83	(5) 58	(6) 141	(2) 16	(3) 11	(3) 27	(2) 16	(3) 11	(3) 27	5.9
	小 計	181	(22) 291	(33) 343	(55) 634	(4) 86	(9) 138	(13) 224	(4) 85	(9) 138	(13) 223	3.5
音楽研究科	作 曲	9	(3) 10	(1) 16	(4) 26	(1) 1	(2) 4	(1) 5	(1) 1	(2) 4	(1) 5	2.9
	声 楽	20	(1) 69	(1) 132	(2) 201	(1) 3	(2) 17	(1) 20	(1) 3	(2) 17	(1) 20	10.1
	器 楽	43	(2) 35	(1) 103	(3) 138	(1) 16	(1) 29	(2) 45	(1) 11	(1) 29	(2) 40	3.2
	指 揮	3	(1) 1	(1) 0	(1) 1	(1) 0	(2) 0	(1) 0	(1) 0	(1) 0	(2) 0	0.3
	邦 楽	9	(1) 6	(1) 18	(1) 24	(1) 4	(2) 5	(1) 9	(1) 4	(1) 5	(1) 9	2.7
	音 楽 文 化 学	35	(4) 20	(5) 62	(9) 82	(3) 8	(1) 29	(4) 37	(3) 8	(1) 28	(4) 36	2.3
	小 計	119	(12) 141	(8) 331	(20) 472	(8) 32	(2) 84	(10) 116	(8) 27	(2) 83	(10) 110	4.0
映像研究科	映 画	32	(1) 75	(1) 30	(2) 105	(2) 17	(3) 12	(3) 29	(2) 17	(3) 12	(3) 29	3.3
	メディア映像	16	(1) 22	(1) 14	(2) 36	(2) 9	(3) 7	(3) 16	(2) 9	(3) 7	(3) 16	2.3
	小 計	48	(1) 97	(1) 44	(2) 141	(2) 26	(3) 19	(3) 45	(2) 26	(3) 19	(3) 45	2.9
合 計		348	(35) 529	(42) 718	(77) 1247	(12) 144	(11) 241	(23) 385	(12) 138	(11) 240	(23) 378	3.6

注1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

(大学院博士後期課程)

平成18年 3 月 28 日現在

区 分		入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
美術研究科	美 術	25	(6) 35	(12) 29	(18) 64	(2) 13	(7) 13	(9) 26	(2) 13	(7) 13	(9) 26	2.6
	文化財保存学	10	(2) 1	(4) 6	(6) 7	(2) 1	(3) 3	(5) 4	(2) 1	(3) 3	(5) 4	0.7
音楽研究科	音 楽	15	(2) 7	(5) 22	(7) 29	(1) 3		(1) 14	(1) 3		(1) 14	1.9
合 計		50	(10) 43	(21) 57	(31) 100	(5) 17	(10) 27	(15) 44	(5) 17	(10) 27	(15) 44	2.0

注 1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

(大学別科)

平成18年 3 月 28 日現在

区 分	入学 定員	志願者数			合格者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
作 曲	-	10	2	12	0	0	0	0	0	0	
声 楽		20	45	65	1	3	4	1	3	4	
器 楽		36	(1) 75	(1) 111	3	8	11	3	8	11	
邦 楽		11	18	29	4	7	11	2	2	4	
合 計	30	77	(1) 140	(1) 217	8	18	26	6	13	19	7.2

注 1 () 内数は、外国人留学生を外数で示す。

— 美術学部長の選考結果について —

任期満了に伴う次期美術学部長候補者の選考が内規に基づき行われ、六角鬼丈教授が選出された(再任)。

任期は、平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの 3 年間。

— 大学美術館長の選考結果について —

任期満了に伴う次期大学美術館長候補者の選考が内規に基づき行われ、増村紀一郎教授が選出された。

任期は、平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの 3 年間。

— 演奏芸術センター長の選考結果について —

任期満了に伴う次期演奏芸術センター長候補者の選考が内規に基づき行われ、金 昌国教授が選出された。

任期は、平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの 3 年間。

— 大邱大学校（韓国）との芸術国際交流協定の締結について —

3月7日（火）に東京芸術大学赤レンガ1号館で、東京芸術大学と大邱大学校の芸術国際交流協定締結式が行われた。宮田学長、李龍斗総長の挨拶の後、調印と記念撮影が行われた。その後の懇談では、両校間の今後の交流への期待が相互に確認された。

なお、今回の調印により本学の国際交流協定締結校は13ヶ国（地域）、30校となった。



— 平成17年度附属音楽高等学校卒業式について —

3月10日（金）11時より附属高校内201ホールにおいて、第50回附属音楽高等学校卒業式が行われた。在校生による奏楽のあと、佐藤校長から卒業生一人一人に卒業証書が手渡され、引き続き佐藤校長、宮田学長からお祝いと激励の挨拶があった。今年度の卒業生は、43名。内訳は次のとおり。



専 攻	卒業生	専 攻	卒業生
ピ ア ノ	12 名	クラリネット	1 名
ヴァイオリン	10 名	サクソフォーン	1 名
ヴィオラ	2 名	ホルン	2 名
チェロ	4 名	箏 曲	1 名
ハ ー プ	2 名	尺 八	1 名
フルート	3 名	長唄三味線	1 名
オーボエ	2 名	邦楽囃子	1 名
合 計			43 名

— 平成17年度卒業式・修了式について —

3月24日（金）11時より奏楽堂において、平成17年度卒業・修了式が行われた。

厳粛ななかにも華やかさが漂う例年どおりの式次が進み、学長式辞の段になると、突然照明が消え、スポットライトの先に大きな筆を持ち、作務衣を纏った宮田学長が登場した。場内からの大歓声に包まれる中、壇上へ上がった学長は、古代中国の金文に表れた「愛」という一文字を揮毫した。



卒業式学長式辞

おめでとう。とても嬉しく思います。

今日は諸君らのために何をしたらいいのか悩みました。晴れの門出には何かが必要であると思いました。そして、今書いたこの文字は「愛」という字です。ただ、一カ所、書き足りないところがあるので、祝辞の最後に書きます。

この「愛」という文字は、人と人が背中を向けた間に「心」という文字が書いてあります。古代中国の青銅器に彫られていた文字です。

お互いに励ましあい、研鑽しあい、そして、今日の日に、互いのことを思いながら慈しみの心を持ち、お互いが心を背にしながらお互いのことを考え離れていく。相手に心を残しながら慈しむ。それが本来の「愛」です。

そして、時代を経て現在の私どもがよく使う「愛」、この意味を含ませていければよいのだと思います。古代の文字が、まさしく今日のような旅立ちの言葉と一致しています。

2年、4年、6年、8年、9年、何年か前に諸君らは、この学舎で学ぶことになりました。辛い思いもあったでしょう。なかなか作品がまとまらない、思いを込めてもそれが表現できない、大きな山がいっぱいあったと思います。しかし、今、諸君らは大きな山を登りきりました。やり終えました。素晴らしいことだと思います。その感動を、そのときめきを、今すぐ感じます。こんな素晴らしいことはないと思います。

一つ提案させてください。「誰が好き？」って聞かれたら、「自分です。」と答えて下さい。自分を好きになることによって、好きな自分が素晴らしい作品を作り、そして、現在の自分がいるようになります。

自分を褒めてあげて下さい。だからこそ、他人を好きになることができるのです。そして自分を大事にしてください。比べるものは他の者ではなく、自分です。一昨日の自分、昨日の自分、今日の自分、そして、未来にその自分を託してもらえたらと思います。

「国家の品格」という本を読み、私はとても嬉しかったことを覚えてます。まさしく、東京芸術大学の品格を、音楽学部・美術学部の品格を、そして、諸君ら卒業生の品格を、今日感じます。これが



ら社会へ出て、荒野に旅立つわけですが、どうか品格を忘れずに日々の演奏活動、制作活動に励んでもらいたいと思います。

諸君らは今とてもいい目をしています。諸君ら全員の輝いた目を見たい。そんな気持ちです。

今後、周りからちやほやされることがあると思いますが、感謝の気持ちを忘れないでください。特に今日は大勢の保護者の方々がこられていると聞いています。第6ホールでは立ち見になっているということを聞きました。

ご両親は、褒めてやってください。諸君らは、諸君らを選び、育て、生かした先生方に感謝してください。そして、裏方として支えてくれる事務職員の方々にも感謝を忘れないようにしてください。

どうぞ、勇気を持って荒野に旅立ってください。
愛の字の最後の一本をこれから書きます。
おめでとう。



— 平成17年度卒業・修了買上作品について —

卒業制作の買上げ制度は、本学の前身である東京美術学校創設以来、今日まで118年に及ぶ伝統がある。

開校当初は参考資料が乏しく、学生数も比較的少ないため各科共、卒業生のほとんど全員の卒業制作を買上げて収蔵していたが、明治末期から大正にかけては、卒業制作の半数近くを買上げており、昭和になってからは、各科の自主的な判断により、1点から3、4点の買上げが行われている。

この間、第2次大戦中の昭和18年から戦後の24年までの7年間は、卒業制作の買上げは全く中断し、東京芸術大学が発足してからは、各科1点が原則となって今日に至っている。

また、昭和52年度からは音楽学部作曲科の作品買上げを行っており、昨年までの買上げ作品は、自画像を含めて7,000点を越えている。

これらの買上げ作品は、本学における教育研究の貴重な参考資料として活用されていることは言うまでもなく、本学の歩み、さらには、日本の近代美術を具体的に物語るものとして貴重であり、今年度も引き続き優秀作品を買上げ、今日ここで認定書を授与する運びとなったものである。

平成17年度卒業・修了買上げ作品

大 沢 拓 也	大学院美術研究科	絵画専攻（日本画）	作品「quantize」
高 井 史 子	美術学部	絵画科（油画）	作品「All is vanity」
今 野 健 太	大学院美術研究科	彫 刻 専 攻	作品「不安と立像」
西 尚 子	美術学部	工 芸 科（染織）	作品「刻」
松 石 翠	美術学部	デ ザ イ ン 科	作品「Bone chair」
岡 田 直 樹	美術学部	デ ザ イ ン 科	作品「albino」
宮 崎 晃 吉	美術学部	建 築 科	作品「領域の戯れコミュニケーション」
横須賀 洋 平	美術学部	建 築 科	作品「metamorphosis「可変トラス構造体」」
二 村 道 生	美術学部	先端芸術表現科	作品「姉によせて」
村 辺 奈々恵	大学院美術研究科	芸術学専攻（美術教育）	作品「LIFE」
飯 沼 春 子	大学院美術研究科	文化財保存学専攻	作品「永観堂禅林寺蔵 重要文化財

「二十五菩薩来迎図絵屏」12
面のうち6面の現状模写」

— 平成17年度サロン・ド・プランタン賞について —

1947年頃から日本に駐在していた、ベルギー国代理大使（総領事）シュバリエ氏の夫人を中心とした外交官夫人などの美術愛好家グループが、若い芸術家の創作活動を支援するため資金を集め、パリのサロン・ドートンヌにならって、東京にサロン・ド・プランタンを創始した。その展覧会の入賞者に対してサロン・ド・プランタン賞を与えていた。

このグループの活動は、1954年頃まで続き、シュバリエ夫人の帰国を機として解散することになり、その資金を財団法人西欧学芸研究所（理事長 上野直昭）に寄託し、以後の支援活動について同研究所に引き継いだ。西欧学芸研究所はこの基金で、本学美術学部卒業作品の中から美術学部教授会が推薦した優秀作品に対して、賞状と記念品を授与して表彰してきた。その後、資金が無くなった時点で賞の存続が検討され、大学の優秀賞としてサロン・ド・プランタン賞を継続することとなり、今日に至っている。

今年の受賞者は、次のとおり。

平成17年度サロン・ド・プランタン賞について

渡 辺 美樹子	美術学部	絵画科（日本画）	作品「家」
中 山 開	美術学部	絵画科（油画）	作品「無題」
鈴 木 悠	美術学部	彫 刻 科	作品「Euphoria」
星 井 伴 子	美術学部	工芸科（彫金）	作品「切嵌象嵌西表紋笛」
康 舜 香	美術学部	工芸科（鍛金）	作品「巨人の首飾り」
吉 野 哲 夫	大学院美術研究科	工芸専攻（鋳金）	作品「ふつうなこと」
深 澤 勇 人	美術学部	工芸科（漆芸）	作品「夜の蓮華が花開く」
日 沖 未 央	大学院美術研究科	工芸専攻（木工芸）	作品「夕暮れ時」
甲 田 さやか	美術学部	デ ザ イ ン 科	作品「読差」
小 松 宏 誠	大学院美術研究科	デ ザ イ ン 専 攻	作品「浮く冬」
山 田 哲 也	大学院美術研究科	建 築 専 攻	作品「OVER LAP」
市 川 竜 吾	大学院美術研究科	建 築 専 攻	作品「MONOFORM」
青 柳 創	大学院美術研究科	建 築 専 攻	作品「壁の厚みが気になる」
坂 本 舞	大学院美術研究科	先端芸術表現専攻	作品「クック・ミー／クック・ミー・ノット」
佐々木 優 子	大学院美術研究科	芸術学専攻（美術教育）	作品「幡」 論文「「かく」表現における「おそれ」 についての一考察」
益 田 芳 樹	大学院美術研究科	文化財保存学専攻	作品「興福寺国宝 木造龍燈鬼立像模 刻制作」
村 井 聡 子	大学院美術研究科	文化財保存学専攻	作品「両面に描かれた油画の修復－跡 見泰『風景』の修復を通して－」

— 平成17年度アカンサス音楽賞について —

この賞は、優秀な成績を得て音楽学部を卒業する者を顕彰するという目的で、平成11年度に制定された。「アカンサス音楽賞」の名称は、本学の徽章に用いられているアカンサスに由来する。受賞者は、

各科からの推薦に基づき、音楽学部教授会で決定する。

今年の受賞者は、次のとおり。

後 藤 英 江	音楽学部	作曲科
安 田 結衣子	音楽学部	作曲科
植 木 千 明	音楽学部	声楽科（ソプラノ）
加 藤 麻 衣	音楽学部	声楽科（ソプラノ）
佐 藤 綾 子	音楽学部	声楽科（ソプラノ）
田 崎 尚 美	音楽学部	声楽科（ソプラノ）
吉 原 教 夫	音楽学部	声楽科（テノール）
今 井 俊 輔	音楽学部	声楽科（バス）
佐 藤 卓 史	音楽学部	器楽科（ピアノ）
野 田 亜 希	音楽学部	器楽科（オルガン）
辻 本 玲	音楽学部	器楽科（チェロ）
神 田 勇 哉	音楽学部	器楽科（フルート）
郡 司 和 也	音楽学部	器楽科（チェンバロ）
羽 部 真紀子	音楽学部	指揮科
吉 田 振 也	音楽学部	邦楽科（邦楽囃子）
石 田 真奈美	音楽学部	邦楽科（生田流箏曲）
日 原 暢 子	音楽学部	邦楽科（生田流箏曲）
小 塩 優 子	音楽学部	楽理科
柴 田 真 希	音楽学部	楽理科
庭 野 綾 加	音楽学部	楽理科
日 比 美和子	音楽学部	楽理科
大 澤 苑 美	音楽学部	音楽環境創造科
余 田 有希子	音楽学部	音楽環境創造科

— 平成17年度台東区長賞、台東区買上げ作品、取手市長賞、 デザイン賞、杜の会社賞の決定について —

平成17年度の各賞受賞者が決定し、3月24日（金）事務局第2会議室において、賞状の授与が行われた。

今年の各賞の受賞者は次のとおり。

平成17年度台東区長賞受賞者

渡 辺 美樹子	美術学部	絵画科（日本画）	作品「家」
小 池 真奈美	美術学部	絵画科（油画）	作品「抱かれてるのは確かにわたし だが、抱いてるわたしは一体 誰だろう？」

平成17年度取手市長賞受賞者

吉 田 潤	美術学部	絵画科（日本画）	作品「いい時間」
菊 川 こよみ	大学院美術研究科	工芸専攻（漆芸）	作品「はしらに橋ら」

平成17年度デザイン賞受賞者

小 柳 祐 介	美術学部	デザイン科	作品「PIECE」
---------	------	-------	-----------

清水 千 春	美術学部デザイン科	作品「vege-italian」
鷹野 新	美術学部デザイン科	作品「morph」
喜久田 友紀	大学院美術研究科デザイン科	作品「intermittent rest」

平成17年度杜の会賞〔杜賞〕受賞者

藤木 奈 緒	大学院美術研究科 絵画専攻（日本画）	作品「空の保管 2 「彼氏の理由」
高木 久 美	美術学部 彫 刻 科	作品「空想の視点 日々・・・侵食されてゆく」
荒川 陽 彦	美術学部 建 築 科	作品「そして、また、朝、日の出とともに四本足の赤ん坊となり、昼、二本足の青年となり、夜、日没とともに三本足の老人となる」
久保 福 子	大学院美術研究科 先端芸術表現専攻	作品「some kind of life」
大川原 雅 子	大学院美術研究科 芸 術 学 専 攻	論文「東京国立博物館所蔵「染分竹模様小袖」一近世前期染織史上における位置付けをめぐって」

— 平成17年度長期精励者表彰式と退職者懇親会の実施について —

3月31日（金）、定年により退職する職員に対する辞令交付及び長期精励者等表彰式が学長室で行われた。奏楽堂前で、事務系職員、教員それぞれが記念撮影に納まり、その後、事務局第2会議室において退職者懇談会が行われた。



前列左から、三園用務員、齊藤事務長
宮田学長、青沼事務長補佐、中村係長



前列左から、海老根教授、堀越教授、松永教授、手塚教授、戸津教授、伊藤教授
宮田学長、福部教授、石田教授、山本教授、佐藤教授、三林教授

— 演奏会等の実施について —

◆ 山月記～光と音の無言劇～

日 時 : 2006年3月19日(日) 19:00開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 無料 事前申し込み制
 主 催 : 山月記実行委員会
 東京芸術大学演奏芸術センター
 東京芸術大学音楽学部
 協 賛 : アーティストコミュニティージャパン
 協 力 : ディスクユニオン クラシック館
 PRODUCT-ON
 ebc
 後 援 : 台東区教育委員会
 社団法人企業メセナ協議会認定
 企画・プロデュース : 小池 卓
 作 曲 : 佐野 秀典
 指 揮 : 羽部真紀子
 演 出 : 庭野 綾加
 演出助手・衣装 : 後藤 温子
 パフォーマンス : 酒井 幸菜、宇野澤梨菜
 振 り 付 け : 酒井 幸菜
 映 像 製 作 : 岡村 一輝
 制 作 : 中島 裕美、狩野 芳子、峯田 祐希、山田亜寿香
 宣 伝 美 術 : 上 雄平
 オ ー ケ ス ト ラ : 東京芸術大学音楽学部有志「山月記特別記念オーケストラ」
 舞 台 監 督 : 葛西 伸一
 照 明 : 大平 智己((株)ASG)
 ウェブデザイン : 堤 岳彦(ebc)
 当 日 の 観 客 数 : 717名(全座席数982席)

◆ 三林輝夫先生退職記念演奏会

日 時 : 2006年3月21日(火・祝) 15:00開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 無料 事前申し込み制
 主 催 : 東京芸術大学音楽学部
 東京芸術大学演奏芸術センター
 共 催 : 同声会
 後 援 : 三輝会
 プ ロ グ ラ ム : フランス歌曲10人の作曲家
 グノー、デュパルク、シャブリエ、ショーソン、フォーレ
 ドビュッシー、ルセル、ラヴェル、アーン、プーランク
 曲目 旅への誘い、夢の後に、愛の小径、ほか
 日本歌曲10人の作曲家
 山田 耕筈、信時 潔、橋本 国彦、平井康三郎、團 伊玖磨
 別宮 貞雄、中田 喜直、小林 秀雄、大中 恩、三善 晃
 曲目 馬売り、お六娘、ひぐらし、ほか
 ピ ア ノ : 高木 由雅、鈴木真理子
 当 日 の 観 客 数 : 924名(全座席数1,140席)

人 事

— 人事異動 —

平成18年 3 月31日付（事 務）

定年退職	齊 藤 富 夫 （音 楽 学 部 事務長）	
	青 沼 佳 忠 （美 術 学 部 事務長補佐）	
辞職（転出）	文部科学省高等教育局私学部 私学行政課専門官 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所管理部会計課長 国立大学法人宇都宮大学 財務部施設環境審議役 国立大学法人茨城大学 学務部学務課長	大 谷 智（総務課長） 中 西 満（会計課長） 栗 田 高（施設課長） 浅 野 通 夫（学生課長）

関係法令等

法令番号	事 項	官 報 登 録 年 月 日
総務省令第27号	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第四項の送付に要する費用の納付方法を定める省令	平成18年 3 月14日 本紙第4296号
総務省令第28号	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令	平成18年 3 月14日 本紙第4296号
文部科学省令第 2 号	社会通信教育規程の一部を改正する省令	平成18年 3 月14日 本紙第4296号
文部科学省令第 3 号	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則及び青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令を廃止する省令	平成18年 3 月20日 本紙第4300号
文部科学告示第33号	文部科学大臣の認定する知識・技能審査事業の廃止に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示	平成18年 3 月20日 本紙第4300号

学内規則等

◎東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則の制定について

(制定理由)

国立大学法人化後、代金等を金融機関を通して支払う際に振込手数料が発生するようになり、同様に寄附金で代金等を支払う場合にも経費の負担が生じるようになった。

市中銀行の預入金利の超低金利が続いていることもあり、当分の間、寄附金の利子を振込手数料の経費を充当するため、大学の一般収入として取り扱うため所要の改正を行う。また別紙様式の整備をはかる。

(主な内容)

寄附金から生じる利子について、当分の間、大学の収入として取り扱う旨を附則に設ける。

(審議経過)

平成18年2月7日 事務協議会
 平成18年2月8日 映像研究科教授会
 平成18年2月9日 音楽学部教授会
 平成18年2月28日 美術学部教授会
 平成18年3月2日 教育研究評議会
 平成18年3月16日 役員会

○東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学寄附金取扱規則 (略) (寄附金の受入れの承認) 第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、次の各号に定めるものに限り、審査の上、受け入れることができる。なお、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は学長に申請（別紙第1号様式）し、承認を得てこれを受け入れることができる。 (略) (寄附金の受入れ及び保管) 第6条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする。 2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。 3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したとき	○東京芸術大学寄附金取扱規則 (略) (寄附金の受入れの承認) 第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、次の各号に定めるものに限り、審査の上、受け入れることができる。なお、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は<u>学長の承認</u>を得てこれを受け入れることができる。 (略) (寄附金の受入れ及び保管) 第6条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする。 2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。 3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したとき

きは寄附金受払簿（別紙第2号様式）に記帳整理しなければならない。

（略）

（奨学金の貸与又は給与）

第9条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。

2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿（別紙第3号様式）に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。

（略）

附 則

1 この規則は、平成18年3月16日から施行する。

2 第6条第2項の規定により生じた利子は、当分の間、本学の収入として取扱うものとする。

別紙第1号様式

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

部局長

寄附金受け入れの承認について（申請）

このことについて、別紙のとおり受け入れたいので、東京芸術大学寄附金取扱規則（平成16年4月1日制定）第3条によりご承認くださるよう申請いたします。

別紙

寄付金額	
寄付者の住所 職業・氏名	
寄付の目的 及 び 条 件	
寄付金の名称	
寄付金の 経理方法	
その他	

は現金出納簿及び寄附金別受払簿に記帳整理しなければならない。

（略）

（奨学金の貸与又は給与）

第9条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。

2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿（別紙第2号様式）に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。

（略）

[illegible]

◎東京芸術大学監査室規則の制定について

(制定理由)

学長の下に監査室を設置し、業務・財務に関する内部監査計画の立案及び実施を行うとともに監事との連携を強化し、内部監査機能の充実を図る。

(制定規則)

東京芸術大学監査室規則

(審議經過)

平成18年2月21日 管理・運営室

平成18年3月7日 事務協議会

平成18年3月16日 役員会

○東京芸術大学監査室規則

平成18年3月16日制定

(設置)

第1条 本学に学長の直属組織として監査室を置く。

(職務)

第2条 監査室においては、次の業務を行う。

- (1) 内部監査方針・計画の策定に関すること。
- (2) 組織運営、業務管理その他業務の監査の実施に関すること。
- (3) 予算執行、資産管理その他会計の監査の実施に関すること。
- (4) 監事との連携に関すること及び監事監査の補助に関すること。
- (5) 会計監査人との連絡調整に関すること。
- (6) その他監査室の事務に関すること。

(組織)

第3条 監査室に、室長及び室員を置く。

2 室長は、総務課参事役をもって充てる。

3 室員は、次の各号に掲げる職員を兼務させるものとする。

- (1) 総務課課長補佐
- (2) 会計課課長補佐
- (3) 総務課総務係長
- (4) 会計課総務係長

4 前項に規定する室員の他、学長は必要に応じて事務職員の中から若干人の室員を兼務させることができる。
(任期)

第4条 前条第4項に規定する室員の兼務の期間は、当該年度の末日までとし、更新することができる。
(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

◎東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(制定理由)

東京芸術大学経営協議会について、必要に応じ招集できるよう所要の改正を行う。

(審議経過)

平成18年3月16日 経営協議会

○東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学経営協議会規則 (略) (会議) 第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。 2 議長は、協議会を主宰する。 3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京芸術大学役員会規則第4条第3項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。 第6条 協議会は、議長が招集する。 2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。 (略) 附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。	○東京芸術大学経営協議会規則 (略) (会議) 第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。 2 議長は、協議会を主宰する。 3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京芸術大学役員会規則第4条第3項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。 第6条 協議会は、原則として毎月1回、議長が招集する。 2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。 (略)

◎東京芸術大学受託事業規則等の制定について

(制定理由)

外部からの委託を受けて、大学が業務として行う諸活動のうち、これに要する経費を委託者が負担するものであって、受託研究を除くものについて本学が行う事業として受託することができるよう所要の制定を行う。その他所要の規則改正を行う。

(制定及び改正規則等)

1. 東京芸術大学受託事業規則
2. 東京芸術大学受託研究取扱規則の一部を改正する規則
3. 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則の一部を改正する規則

(審議経過)

平成18年2月7日 事務協議会
平成18年2月8日 映像研究科教授会
平成18年2月9日 音楽学部教授会
平成18年2月28日 美術学部教授会
平成18年3月2日 教育研究評議会
平成18年3月16日 役員会

○東京芸術大学受託事業規則

(趣旨)

- 第1条 本学における受託事業（本学において外部からの委託を受けて業務として行う諸活動のうち、受託研究を除くものであり、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。）の取扱いについては、法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。
- 2 受託事業は、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるとともに、国内外における芸術文化振興や社会への貢献に資することができる場合に限り行うものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科文化財保存学専攻を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、附属図書館、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。
- 2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(受入の条件)

- 第3条 受託事業の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 受託事業は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 受託事業に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
 - (3) やむを得ない事由により受託事業を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託事業に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。
 - (4) 委託者は、受託事業に要する経費を当該受託事業の開始前に納付すること。
- 2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。
- 3 部局長は、第1項第2号及び第4号の条件については、委託者が国の機関、公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。

(受入れの承認)

- 第4条 受託事業の受入れは、部局長が決定する。この場合において、部局長は、あらかじめ当該受託事業を担当する職員及び当該職員の属する学科主任、講座主任等の意見を聴し、当該部局において審査を行うものとする。

(申込み)

- 第5条 部局長は、受託事業の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託事業申込書を提出させるものとする。ただし、本学が委託者の募集する事業に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等からの申込みの場合には、この限りでない。
- 2 委託者は、受託事業の申し込みをしようとする場合には、次に掲げる事項についてあらかじめ当該受託事業を担当する部局と協議するものとする。
- (1) 委託内容
 - (2) 受託事業の成果の報告及び公表並びに著作権の取扱い
 - (3) 受託事業の中止又は期間の延長の手続き
 - (4) 受託事業の完了又は中止に伴う受託事業経費の取扱い
 - (5) その他受託事業遂行に関し必要な事項
- 3 部局長は、受託事業の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様

式2によって学長に通知するものとする。

- 4 学長は、受託事業の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。ただし、第1項ただし書きに規定する場合には、受託事業の契約書の作成を省略することができるものとする。

(経費)

第6条 受託事業に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託事業を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、事業協力者等の人件費、設備費等の当該受託事業遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該事業遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。
- (2) 前項による間接経費の額を算定する場合には、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、当該受託事業内容により30%に相当する額と異なる額とする必要があると学長が認めた場合には、委託者と本学が合意した額とすることができる。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができるものとする。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により事業を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、予算又は財政事情で間接経費がない場合
- (2) 競争的資金による事業費で、当該事業費に係る間接経費が措置されていない場合

(終了報告)

第7条 当該受託事業が完了したときは、部局長は、直ちにその旨を学長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

○東京芸術大学受託研究取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学受託研究規則 (略) (受入の条件) 第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。 (2) 受託研究の結果、<u>産業財産権等</u>の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。 (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。 (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。 (5) 委託者は、受託研究に要する経費を当該受託研	○東京芸術大学受託研究取扱規則 (略) (受入の条件) 第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。 (2) 受託研究の結果、<u>工業所有権等</u>の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。 (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。 (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。 (5) 委託者は、受託研究に要する経費を当該研究の

究の開始前に納付すること。

- 2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。
- 3 部局長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が国の機関、公社、公庫若しくは公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。

(略)

(申込み)

第5条 部局長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託研究申込書を提出させるものとする。ただし、本学が委託者の募集する研究に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等からの申込みの場合には、この限りでない。

- 2 部局長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。
- 3 学長は、受託研究の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。ただし、第1項ただし書きに規定する場合には、受託研究の契約書の作成を省略することができるものとする。

(略)

(経費)

第7条 受託研究に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し、直接経費以外に必要なとなる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

- (2) 前項による間接経費の額を算定する場合には、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額とする必要があると学長が認めた場合には、委託者と本学が合意した額とする。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができるものとする。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国から補助金を

開始前に納付すること。

- 2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。
- 3 部局長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。

(略)

(申込み)

第5条 部局長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託研究申込書を提出させるものとする。

- 2 部局長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。
- 3 学長は、受託研究の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。

(略)

(経費)

第7条 受託研究に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要なとなる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とするものとする。

- (2) 当該間接経費は、競争的資金による研究費においては直接経費の30%に相当する額とする。なお、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と各機関が合意した額とすることができる。また、競争的資金以外の研究費においては、委託者の負担する額を算定する場合は、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準として算定するものとする。

- (3) 委託者が国（国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合、委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学

受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、予算又は財政事情で間接経費がない場合

(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

(研究報告等)

第8条 研究を担当する職員は、当該受託研究が完了したときは、部局長にその旨報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告をうけたときは、直ちに学長に通知するものとする。

3 部局長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、当該受託研究を担当する職員に行わせるものとする。

4 受託研究の成果を公表するときは、部局長の承認を得て当該受託研究を担当する職員が行うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

法人又は地方公共団体であって、財政事情で間接経費がない場合、委託者が国以外の場合であつても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合、競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合は直接経費を受け入れるものとする。

(研究報告等)

第8条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、部局長にその旨報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告をうけたときは、直ちに学長に通知するものとする。

3 部局長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、研究を担当する職員に行わせるものとする。

4 受託研究の成果を公表するときは、部局長の承認を得て研究を担当する職員が行うものとする。

(略)

○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 <u>(2) 受託事業費</u> <u>(3) 寄附金</u> 2 前項第3号に規定する寄附金の内、次の各号に掲げるものについては除外する。 <u>(1) 学生に対する奨学を目的とした寄附金</u> <u>(2) 展覧会、演奏会の開催等を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すもの</u> (間接経費の額) 第3条 <u>次の各号に掲げる外部資金の間接経費は、当</u>	○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 <u>(2) 寄附金</u> 2 前項第2号に規定する寄附金の内、<u>学生に対する奨学を目的とした寄附金及び展覧会、演奏会等の開催を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すものについては除外する。</u> (間接経費の額) 第3条 <u>受託研究費の間接経費は、直接経費の30%に</u>

<u>該各号に定める額とする。</u> (1) 受託研究費 東京芸術大学受託研究規則第7条に定める額 (2) 受託事業費 東京芸術大学受託事業規則第6条に定める額 (3) 寄附金 標準として寄附金の10%に相当する額(間接経費の使途) 第4条 この規則に定める間接経費の使途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。(その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。 附 則 この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。	<u>相当する額を標準とする。ただし、委託者側の都合により間接経費が措置できない場合で学長がやむを得ないと認めたものについては、間接経費を減額又は免除することができる。</u> 2 寄附金の間接経費は、寄附金の10%に相当する額を標準とする。 (間接経費の使途) 第4条 受託研究費及び寄附金に係る間接経費の使途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。(その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。
---	---

◎東京芸術大学情報公開取扱規則の一部を改正する規則の制定について

(改正・制定理由)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)等が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(主な内容)

1. 開示実施手数料の額の改正する。
2. 開示の実施方法の改正する。
3. 電話番号表示について改正する。

(審議経過)

平成18年3月17日 事務協議会

○東京芸術大学情報公開取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学情報公開取扱規則 (略) (開示の実施) 第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第10号様式又は別紙第10-2号様式による開示の実施方法等の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第11号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条に規定する開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。 3 法人文書の開示は、原則として総務課事務室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務課事務室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。 (略) (手数料等) 第8条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円、開示実施手数料は、開示を受	○東京芸術大学情報公開取扱規則 (略) (開示の実施) 第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第10号様式又は別紙第10-2号様式による開示の実施方法等の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第11号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。 2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条に規定する開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。 3 法人文書の開示は、原則として総務課事務室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務課事務室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。 (略) (手数料等) 第8条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円、開示実施手数料は、開示を受

ける法人文書 1 件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める開示実施手数料の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）ただし、基本額（法第15条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は当該基本額から 300 円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(略)

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

ける法人文書 1 件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める開示実施手数料の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）ただし、基本額（法第15条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は当該基本額から 300 円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(略)

別表(第6条、第8条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものは、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフ	イ 用紙に印刷	用紙1枚につき1

別表(第6条、第8条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙一枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものは、530円)に12枚までごとに750円を加えた額
2 マイクロ	イ 用紙に印刷	用紙1枚につき1

イルム	したものの閲覧	0円	フィルム	したものの閲覧	0円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円		ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円 (A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)		ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円 (A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印刷したものの閲覧	1枚につき10円	3 写真フィルム	イ 印画紙に印刷したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印刷したものの交付	1枚につき30円 (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)		ロ 印画紙に印刷したものの交付	1枚につき30円 (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、440円)
4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円	4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印刷したものの交付	1枚につき100円 (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、300円)		ロ 印画紙に印刷したものの交付	1枚につき120円 (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、500円)
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円	5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円		ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円	6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円	7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (三に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円		ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円			
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額		ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額		ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円

	120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付				を加えた額
	ト 光ディスク (日本工業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額			
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額		ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円 (日本工業規格 X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額		ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,900円 (日本工業規格 X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円 (日本工業規格 X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額		チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円 (日本工業規格 X6142に適合するものについては2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円 (日本工業規格 X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額		リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円 (日本工業規格 X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,150円又は6,000円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円	8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円 (16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミ		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円 (16ミリメートル映画フィルムについては12,300円、35

		リメートル映画フィルムについては <u>10,100円</u> に記録時間10分までごとに <u>2,750円</u> (16ミリメートル映画フィルムについては <u>3,200円</u> 、35ミリメートル映画フィルムについては <u>2,650円</u>)を加えた額			ミリメートル映画フィルムについては <u>14,000円</u> に記録時間10分までごとに <u>1,550円</u> (16ミリメートル映画フィルムについては <u>3,650円</u> 、35ミリメートル映画フィルムについては <u>4,450円</u>)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したもの の視聴	1巻につき <u>680円</u>	9 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したもの の視聴	1巻につき <u>700円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したもの の交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)		ロ ビデオカセットテープに複写したもの の交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。			備考 1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		
(略)			(略)		
第2号様式(第5条第2項関係)			第2号様式(第5条第2項関係)		
(略)			(略)		
5 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話:</u>			5 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u>		
第3号様式(第5条第3項関係)			第3号様式(第5条第3項関係)		
(略)			(略)		
4 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話:</u>			4 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u>		
第4号様式(第5条第4項及び同条第5項関係)			第4号様式(第5条第4項及び同条第5項関係)		
(略)			(略)		
<連絡先> 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話:</u>			<連絡先> 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u>		
(略)			(略)		
第5号様式(第5条第4項及び同条第5項関係)			第5号様式(第5条第4項及び同条第5項関係)		

(略) <連絡先> 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話：</u> (略) 第6号様式（第5条第6項関係） (略) 4 意見書の提出先 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話：</u> (略) 第7号様式（第5条第6項関係） (略) ※担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話：</u> (略) 第8号様式（第5条第7項関係） (略) 4 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話：</u> (略) 第9号様式（第5条第8項関係） (略) <説明事項> (略) 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>電話：</u> (略) 第9-2号様式（第5条第8項関係） (略)	(略) <連絡先> 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u> (略) 第6号様式（第5条第6項関係） (略) 4 意見書の提出先 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u> (略) 第7号様式（第5条第6項関係） (略) ※担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u> (略) 第8号様式（第5条第7項関係） (略) 4 担当課 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u> (略) 第9号様式（第5条第8項関係） (略) <説明事項> (略) 東京芸術大学事務局総務課 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 <u>03(5685)7506</u> (略) 第9-2号様式（第5条第8項関係） (略)
---	--

※ 担当課
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
電話：

(略)

第10号様式（第6条第1項関係）

(略)

※ 担当課
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
電話：

第10-2号様式（第6条第1項関係）

(略)

※ 担当課等
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
電話：

(略)

第15号様式（第11条第2項関係）

(略)

事業担当課：
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
電話：

(略)

第16号様式（第11条第3項関係）

(略)

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当の総務課
(電話：) にご連絡ください。

※ 担当課
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
03(5685)7506

(略)

第10号様式（第6条第1項関係）

(略)

※ 担当課
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
03(5685)7506

第10-2号様式（第6条第1項関係）

(略)

※ 担当課等
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
03(5685)7506

(略)

第15号様式（第11条第2項関係）

(略)

事業担当課：
東京芸術大学事務局総務課
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
03(5685)7506

(略)

第16号様式（第11条第3項関係）

(略)

※ 不明な点がある場合には、情報公開担当の総務課
(03(5685)7506) にご連絡ください。

◎東京芸術大学事務組織規則の一部を改正する規則等の制定について

(改正理由)

公益通報者保護法が平成18年 4月 1 日から施行されることに伴い、担当課を定め、公益通報者の保護を図ること及び平成18年 4月 1 日付けで監査室を設置することに伴い、所掌事務の見直しを行うこと、その他業務の見直し等を行うため、東京芸術大学事務組織規則及び同事務組織細則について、所要の改正を行う。

(改正規則等)

1. 東京芸術大学事務組織規則
2. 東京芸術大学事務組織細則

(主な内容)

1. 東京芸術大学事務組織規則
 - ・総務課の所掌事務に「公益通報者保護に関すること。」を加える。
 - ・学外連携・研究協力課の所掌事務に「受託事業制度」を加える。
 - ・会計課の所掌事務から「監事（会計）及び監査人に関すること。」を削除する。
2. 東京芸術大学事務組織細則
 - ・総務課総務係の所掌事務から「業務監査に関すること。」を削除する。
 - ・学外連携・研究協力課学外連携・研究協力係の所掌事務に「受託事業制度」を加える。
 - ・会計課総務係の所掌事務から「監事（会計）との連絡調整に関すること。」及び「会計監査人との連絡調整に関すること。」を削除する。
 - ・学生課学生支援係の所掌事務を整理する。
 - ・その他業務分担の変更及び字句の整理等を行う。

(審議経過)

平成18年 3月17日 事務協議会

○東京芸術大学事務組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学事務組織規則 (総務課) 第14条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学の事務に関し、総括し連絡調整すること。 (2) 機密に関すること。 (3) 儀式その他大学の諸行事に関すること。 (4) 役員に関すること。 (5) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の会議に関すること。 (6) 学位記及び修了証書に関すること。 (7) 渉外に関すること。 (8) 公印の管守、文書類の発受及び整理保存に関すること。 (9) 事務情報化に関し、総括し連絡調整すること。 (10) 事務情報化のための実施計画に関すること。 (11) 本学公式ホームページの企画・管理に関すること。 (12) 役員の任免、報酬及び退職手当に関すること。	○東京芸術大学事務組織規則 (総務課) 第14条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学の事務に関し、総括し連絡調整すること。 (2) 機密に関すること。 (3) 儀式その他大学の諸行事に関すること。 (4) 役員に関すること。 (5) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の会議に関すること。 (6) 学位記及び修了証書に関すること。 (7) 渉外に関すること。 (8) 公印の管守、文書類の発受及び整理保存に関すること。 (9) 事務情報化に関し、総括し連絡調整すること。 (10) 事務情報化のための実施計画に関すること。 (11) 本学公式ホームページの企画・管理に関すること。 (12) 役員の任免、報酬及び退職手当に関すること。

- (13) 職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関する
こと。
- (14) 職員の給与及び職階に関すること。
- (15) 職員数の管理に関すること。
- (16) 職員の勤務時間に関すること。
- (17) 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- (18) 職員の安全衛生管理、厚生福祉及び災害補償に
関すること。
- (19) 共済組合の長期給付に関すること。
- (20) 職員の退職手当に関すること。
- (21) 職員団体に関すること。
- (22) 栄典、表彰に関すること。
- (23) 人事記録、その他人事に関すること。
- (24) 公益通報者保護に関すること。

(25) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関する
こと。

(26) 大学の制度、組織及び機構に関すること。

(27) 中期目標・中期計画に関すること。

(28) 業務の評価に関すること。

(29) 点検・評価に関すること。

(30) 理事室（広報室、出版局、管理・運営室（会計
課及び施設課の所掌に属するものを除く。）及び企
画・評価室）の事務に関すること。

(31) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。

(32) その他、他の課の所掌に属さないこと。
(学外連携・研究協力課)

第15条 学外連携・研究協力課においては、次の事
務をつかさどる。

- (1) 芸術・文化及び学術研究の国際交流に関する
こと。
- (2) 社会貢献に関すること。
- (3) 研究員等に関すること。
- (4) 学術団体等との連絡に関すること。
- (5) 科学研究費補助金その他学術研究（会計課の所
掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 寄附金制度に関すること。
- (7) 受託研究、共同研究制度及び受託事業制度（会
計課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 理事室（研究推進室、国際交流室及び社会連携
室）の事務に関すること。
- (9) 藝大アートプラザの事務に関すること。
- (10) 学外連携・研究協力課及び藝大アートプラザに
属する公印の管守に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。
(会計課)

第16条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。

- (13) 職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関する
こと。
- (14) 職員の給与及び職階に関すること。
- (15) 職員数の管理に関すること。
- (16) 職員の勤務時間に関すること。
- (17) 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- (18) 職員の安全衛生管理、厚生福祉及び災害補償に
関すること。
- (19) 共済組合の長期給付に関すること。
- (20) 職員の退職手当に関すること。
- (21) 職員団体に関すること。
- (22) 栄典、表彰に関すること。
- (23) 人事記録、その他人事に関すること。

(24) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関する
こと。

(25) 大学の制度、組織及び機構に関すること。

(26) 中期目標・中期計画に関すること。

(27) 業務の評価に関すること。

(28) 点検・評価に関すること。

(29) 理事室（広報室、出版局、管理・運営室（会計
課及び施設課の所掌に属するものを除く。）及び企
画・評価室）の事務に関すること。

(30) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。

(31) その他、他の課の所掌に属さないこと。
(学外連携・研究協力課)

第15条 学外連携・研究協力課においては、次の事
務をつかさどる。

- (1) 芸術・文化及び学術研究の国際交流に関する
こと。
- (2) 社会貢献に関すること。
- (3) 研究員等に関すること。
- (4) 学術団体等との連絡に関すること。
- (5) 科学研究費補助金その他学術研究（会計課の所
掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 寄附金制度に関すること。
- (7) 受託研究及び共同研究制度（会計課の所掌に属
するものを除く。）に関すること。
- (8) 理事室（研究推進室、国際交流室及び社会連携
室）の事務に関すること。
- (9) 藝大アートプラザの事務に関すること。
- (10) 学外連携・研究協力課及び藝大アートプラザに
属する公印の管守に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。
(会計課)

第16条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。

- (3) 財務諸表に関すること。
 (4) 債権の管理に関すること。
 (5) 契約（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(6) 収入及び支出に関すること。
(7) 資金管理に関すること。
(8) 共済組合（長期給付に関するものを除く。）に関すること。
(9) 金銭及び有価証券に関すること。
(10) 給与等の支給及び所得税等の徴収に関すること。
(11) 固定資産等の管理及び処分に関すること。
(12) 役職員の宿舍に関すること。
(13) 物品及び土地、建物等の借入に関すること。
(14) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。
(15) 財務会計諸規程に関すること。
(16) 会計課に属する公印の管守に関すること。
(17) 学内の警備に関すること。
(18) 学内の防災管理及び環境整備に関すること。
(19) 財務会計電算システムに関すること。
(20) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。
(21) 計算証明に関すること。
(22) 理事室（管理・運営室（総務課及び施設課の所掌に属するものを除く。）の事務に関すること。
(23) その他財務会計に関すること。

(略)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- (3) 財務諸表に関すること。
 (4) 債権の管理に関すること。
 (5) 契約（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(6) 監事（会計）及び監査人に関すること。
(7) 会計の監査に関すること。
(8) 収入及び支出に関すること。
(9) 資金管理に関すること。
(10) 共済組合（長期給付に関するものを除く。）に関すること。
(11) 金銭及び有価証券に関すること。
(12) 給与等の支給及び所得税等の徴収に関すること。
(13) 固定資産等の管理及び処分に関すること。
(14) 役職員の宿舍に関すること。
(15) 物品及び土地、建物等の借入に関すること。
(16) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。
(17) 財務会計諸規程に関すること。
(18) 会計課に属する公印の管守に関すること。
(19) 学内の警備に関すること。
(20) 学内の防災管理及び環境整備に関すること。
(21) 財務会計電算システムに関すること。
(22) 所掌事務に係る調査統計及び報告に関すること。
(23) 計算証明に関すること。
(24) 理事室（管理・運営室（総務課及び施設課の所掌に属するものを除く。）の事務に関すること。
(25) その他財務会計に関すること。

(略)

○東京芸術大学事務組織細則の一部を改正する細則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学事務組織細則 (略) (総務課) 第2条 総務課に参事役（企画業務担当）、企画評価・広報室、専門員（安全衛生管理担当）、総務係、人事係、職員係、企画評価係及び広報係を置く。 2 参事役（企画業務担当）、企画評価・広報室、企画評価係及び広報係の事務については、第2条の2に掲げるところによる。 3 専門員（安全衛生管理担当）は、安全衛生管理に関する専門的事項を処理する。 4 総務係においては、次の事務を分掌する。	○東京芸術大学事務組織細則 (略) (総務課) 第2条 総務課に参事役（企画業務担当）、企画評価・広報室、専門員（安全衛生管理担当）、総務係、人事係、職員係、企画評価係及び広報係を置く。 2 参事役（企画業務担当）、企画評価・広報室、企画評価係及び広報係の事務については、第2条の2に掲げるところによる。 3 専門員（安全衛生管理担当）は、安全衛生管理に関する専門的事項を処理する。 4 総務係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 大学の事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他大学の諸行事に関すること。
- (4) 学長選考に関すること。
- (5) 役員に関すること。
- (6) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の会議に関すること。
- (7) 学位記及び修了証書に関すること。
- (8) 名誉教授及び名誉客員教授に関すること。
- (9) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (10) 渉外に関すること。
- (11) 国立大学協会等に関すること。
- (12) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
- (13) 職員の表彰に関すること。
- (14) 職員の身分証明書等の発行に関すること。
- (15) 総務課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (16) 総務課所属物品の使用に関すること。

(17) その他の部局課及び総務課の他係の所掌に属さないこと。

5 人事係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 役員の任免、報酬及び退職手当に関すること。
- (2) 職員の任免に関すること。
- (3) 職員の懲戒に関すること。
- (4) 職員数の管理及び職階に関すること。
- (5) 職員の勤務評定に関すること。
- (6) 外国人の教員に関すること。
- (7) 人事記録に関すること。
- (8) 職員の初任給、昇格及び昇給に関すること。
- (9) 職員の扶養手当及び通勤手当等の認定に関すること。
- (10) 人事事項の調査統計に関すること。
- (11) 職員の退職手当に関すること。
- (12) その他人事に関すること。

6 職員係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 職員の労務管理及び安全衛生管理に関すること。
- (2) 職員の研修（事務情報化に関する研修を除く。）に関すること。
- (3) 共済組合の長期給付に関すること。
- (4) 職員の災害補償に関すること。
- (5) 職員の財産形成貯蓄に関すること。
- (6) 職員の社会保険及び労働保険に関すること。
- (7) 職員の団体に関すること。
- (8) 職員の勤務時間に関すること。
- (9) 職員の服務等に関すること。
- (10) 職員の兼職・兼業に関すること。
- (11) 職員の栄典に関すること。
- (12) 職員のレクリエーションに関すること。

- (1) 大学の事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他大学の諸行事に関すること。
- (4) 学長選考に関すること。
- (5) 役員に関すること。
- (6) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他の会議に関すること。
- (7) 学位記及び修了証書に関すること。
- (8) 名誉教授及び名誉客員教授に関すること。
- (9) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (10) 渉外に関すること。
- (11) 国立大学協会等に関すること。
- (12) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
- (13) 職員の表彰に関すること。
- (14) 職員の身分証明書等の発行に関すること。
- (15) 総務課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (16) 総務課所属物品の使用に関すること。

(17) 業務監査に関すること。

(18) その他の部局課及び総務課の他係の所掌に属さないこと。

5 人事係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 役員の任免、報酬及び退職手当に関すること。
- (2) 職員の任免に関すること。

(3) 職員数の管理及び職階に関すること。

(4) 職員の勤務評定に関すること。

(5) 外国人の教員に関すること。

(6) 人事記録に関すること。

(7) 職員の初任給、昇格及び昇給に関すること。

(8) 職員の扶養手当及び通勤手当等の認定に関すること。

(9) 人事事項の調査統計に関すること。

(10) 職員の退職手当に関すること。

(11) その他人事に関すること。

6 職員係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 職員の労務管理及び安全衛生管理に関すること。
- (2) 職員の研修（事務情報化に関する研修を除く。）に関すること。
- (3) 共済組合の長期給付に関すること。
- (4) 職員の災害補償に関すること。
- (5) 職員の財産形成貯蓄に関すること。
- (6) 職員の社会保険及び労働保険に関すること。
- (7) 職員の団体に関すること。
- (8) 職員の勤務時間に関すること。
- (9) 職員の懲戒及び服務等に関すること。
- (10) 職員の兼職・兼業に関すること。
- (11) 職員の栄典に関すること。
- (12) 職員のレクリエーションに関すること。

(13) その他職員に関すること。

(略)

(学外連携・研究協力課)

第3条 学外連携・研究協力課に学外連携・研究協力係を置く。

2 学外連携・研究協力係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 国際交流協定に関すること。
- (2) 本学の芸術国際交流基金に関すること。
- (3) 研究に関する競争的資金に関すること。

(4) 公用旅券の申請手続に関すること。

(5) 自治体等との連携協力に関すること。

(6) 地域貢献に関する協力事業に関すること。

(7) 共同研究制度、受託研究制度及び受託事業制度に関すること。

(8) 受託研究員及び研修員等に関すること。

(9) 寄附金制度に関すること。

(10) 外部資金導入に関すること。

(11) 学術団体等との連絡調整に関すること。

(12) 学外連携・研究協力課所属職員の勤務時間の管理に関すること。

(13) 学外連携・研究協力課所属職員の安全衛生に関すること。

(14) 学外連携・研究協力課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。

(15) 学外連携・研究協力課所属物品の使用に関すること。

(16) 藝大アートプラザの事務に関すること。

(会計課)

第4条 会計課に参事役(契約管理業務担当)、総務係、財務係、経理係、契約係、資産管理係、給与共済係及び専門職員(会計システム担当)を置く。

2 参事役(契約管理業務担当)、契約係、資産管理係及び給与共済係の事務については、第4条の2に掲げるところによる。

3 総務係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 会計課の財務会計事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 債権の管理に関すること。

(3) 寄附金の経理に関すること。

(4) 財務会計関係諸規則に関すること。

(5) 会計課所属職員の勤務時間の管理に関すること。

(13) その他職員に関すること。

(略)

第3条 学外連携・研究協力課に学外連携・研究協力係を置く。

2 学外連携・研究協力係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 国際交流協定に関すること。
- (2) 本学の芸術国際交流基金に関すること。
- (3) 研究に関する補助金及び受託事業に関すること。
- (4) 英文要覧の発行に関すること。

(5) 公用旅券の申請手続に関すること。

(6) 自治体等との連携協力に関すること。

(7) 地域貢献に関する協力事業に関すること。

(8) 共同研究制度及び受託研究制度に関すること。

(9) 受託研究員及び研修員等に関すること。

(10) 寄附金制度に関すること。

(11) 外部資金導入に関すること。

(12) 学術団体等との連絡調整に関すること。

(13) 学外連携・研究協力課所属職員の勤務時間の管理に関すること。

(14) 学外連携・研究協力課所属職員の安全衛生に関すること。

(15) 学外連携・研究協力課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。

(16) 学外連携・研究協力課所属物品の使用に関すること。

(17) 藝大アートプラザの事務に関すること。

(会計課)

第4条 会計課に参事役(契約管理業務担当)、総務係、財務係、経理係、契約係、資産管理係、給与共済係及び専門職員(会計システム担当)を置く。

2 参事役(契約管理業務担当)、契約係、資産管理係及び給与共済係の事務については、第4条の2に掲げるところによる。

3 総務係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 会計課の財務会計事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 債権の管理に関すること。
- (3) 財務会計の監査に関すること。

(4) 監事(会計)との連絡調整に関すること。

(5) 会計監査人との連絡調整に関すること。

(6) 寄附金の経理に関すること。

(7) 財務会計関係諸規則に関すること。

(8) 会計課所属職員の勤務時間の管理に関すること。

(6) 会計課所属職員の安全衛生に関すること。 (7) 会計課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。 (8) その他会計課の他係の所掌に属さないこと。 4 財務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 予算及び決算に関すること。 (2) 財務諸表の作成及び計算証明に関すること。 (3) 債務の管理に関すること。 (4) 概算要求に関すること。 (5) 資金繰計画の作成に関すること。 (6) 資金繰計画に基づく資金の調達に関すること。 (7) 消費税に関すること。 (8) 所掌事務に係る調査統計に関すること。 (9) その他財務に関すること。 5 経理係においては、次の事務を分掌する。 (1) 収入及び支出に関すること。 (2) 共済組合の収入及び支出に関すること。 (3) 銀行口座の管理に関すること。 (4) 資金繰計画に基づく資金の管理及び運用に関すること。 (5) 現金・預金の出納及び小口現金の出納管理に関すること。 (6) 学生納付金管理システムの運用に関すること。 (7) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。 (8) 有価証券に関すること。 (9) その他経理に関すること。 6 専門職員（会計システム担当）は、次の事項を分掌する。 (1) 財務会計システムの管理に関すること。 (2) 学生納付金管理システムの管理に関すること。 (3) 給与計算システムの管理に関すること。 (4) 共済組合事務システムの管理に関すること。 (5) その他経理関係システムに関すること。 (略) (学生課) 第5条 学生課に総務係、留学生係、学生支援係及び奨学係を置く。 2 総務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 学生課及び入試・学務課の事務に関し、総括し連絡調整すること。 (2) 学生課及び入試・学務課の庶務及び会計に関すること。 (3) 学生課及び入試・学務課の諸規則等に関すること。 (4) 保健管理センター運営委員会並びに他の係に属	(9) 会計課所属職員の安全衛生に関すること。 (10) 会計課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。 (11) その他会計課の他係の所掌に属さないこと。 4 財務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 予算及び決算に関すること。 (2) 財務諸表の作成及び計算証明に関すること。 (3) 債務の管理に関すること。 (4) 概算要求に関すること。 (5) 資金繰計画の作成に関すること。 (6) 資金繰計画に基づく資金の調達に関すること。 (7) 消費税に関すること。 (8) 所掌事務に係る調査統計に関すること。 (9) その他財務に関すること。 5 経理係においては、次の事務を分掌する。 (1) 収入及び支出に関すること。 (2) 共済組合の収入及び支出に関すること。 (3) 銀行口座の管理に関すること。 (4) 資金繰計画に基づく資金の管理及び運用に関すること。 (5) 現金・預金の出納及び小口現金の出納管理に関すること。 (6) 学生納付金管理システムの運用に関すること。 (7) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。 (8) 有価証券に関すること。 (9) その他経理に関すること。 6 専門職員（会計システム担当）は、次の事項を分掌する。 (1) 財務会計システムの管理に関すること。 (2) 学生納付金管理システムの管理に関すること。 (3) 給与計算システムの管理に関すること。 (4) 共済組合事務システムの管理に関すること。 (5) その他経理関係システムに関すること。 (略) (学生課) 第5条 学生課に総務係、留学生係、学生支援係及び奨学係を置く。 2 総務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 学生課及び入試・学務課の事務に関し、総括し連絡調整すること。 (2) 学生課及び入試・学務課の庶務及び会計に関すること。 (3) 学生課及び入試・学務課の諸規則等に関すること。 (4) 保健管理センター運営委員会並びに他の係に属
---	---

さない会議に関すること。

- (5) 学生に対する広報紙の編集に関すること。
- (6) 生涯学習に関すること。
- (7) 学生課所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (8) 学生課及び入試・学務課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (9) 学生課及び入試・学務課所属職員の安全衛生に関すること。
- (10) 学生課及び入試・学務課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。
- (11) 学生課及び入試・学務課所属物品の使用に関すること。
- (12) 保健管理センターの庶務（役職員の保健管理事務を除く。）に関すること。
- (13) その他学生課の他係の所掌に属さないこと。

3 留学生係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 留学生の受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 留学生の修学及び生活全般にわたる相談、助言に関すること。
- (3) 国際交流会館の管理運営に関すること。
- (4) 留学生の福利厚生に関すること。
- (5) 留学生に係る業務の連絡調整に関すること。
- (6) 留学生に関する調査統計及び諸報告に関すること。
- (7) 留学生センターの庶務に関すること。
- (8) その他留学生に関すること。

4 学生支援係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の就職指導に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 求人の開拓及び求人諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 学生の就職に係る専門的事項に関すること。
- (5) 学生相談に関すること。
- (6) 学生の自治活動及び課外活動に対する指導、監督に関すること。
- (7) 学生の集会及び諸行事に関すること。
- (8) 課外活動団体に関すること。
- (9) 貸出物品の対応及び管理に関すること。
- (10) 学生の掲示物及び印刷物に関すること。
- (11) 大学会館、那須高原研修施設、学生寮及び短期宿泊施設の管理運営に関すること。
- (12) 草津セミナーハウス等の共同利用施設の使用に関すること。
- (13) その他学生支援に関すること。

さない会議に関すること。

- (5) 学生に対する広報紙の編集に関すること。
- (6) 生涯学習に関すること。
- (7) 学生課所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (8) 学生課及び入試・学務課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (9) 学生課及び入試・学務課所属職員の安全衛生に関すること。
- (10) 学生課及び入試・学務課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。
- (11) 学生課及び入試・学務課所属物品の使用に関すること。
- (12) 保健管理センターの庶務（役職員の保健管理事務を除く。）に関すること。
- (13) その他学生課の他係の所掌に属さないこと。

3 留学生係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 留学生の受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 留学生の修学及び生活全般にわたる相談、助言に関すること。
- (3) 国際交流会館の管理運営に関すること。
- (4) 留学生の福利厚生に関すること。
- (5) 留学生に係る業務の連絡調整に関すること。
- (6) 留学生に関する調査統計及び諸報告に関すること。
- (7) 留学生センターの庶務に関すること。
- (8) その他留学生に関すること。

4 学生支援係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の就職指導に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 求人の開拓及び求人諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 学生の就職に係る専門的事項に関すること。
- (5) 学生相談に関すること。
- (6) 学生の自治活動及び課外活動に対する指導、監督に関すること。
- (7) 学生の集会及び諸行事に関すること。
- (8) 大学会館の管理運営に関すること。
- (9) 那須高原研修施設の管理運営に関すること。
- (10) 草津セミナーハウス等の共同利用施設の使用に関すること。
- (11) その他課外活動施設の管理運営に関すること。
- (12) 課外活動団体の認定に関すること。
- (13) 貸出物品の対応及び管理に関すること。
- (14) 学生の掲示物及び印刷物に関すること。
- (15) その他学生生活に関すること。
- (16) 学生寮の管理運営に関すること。
- (17) 短期宿泊施設の管理運営に関すること。

- 5 奨学係においては、次の事務を分掌する。
- (1) 学生に対する入学料、授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
 - (2) 学生に対する奨学金に関すること。
 - (3) 学生に対する学生教育研究災害傷害保険に関すること。
 - (4) その他学生の奨学奨励に関すること。

(略)

第7条の3 計画整備室に、計画係及び設備係を置く。

- 2 計画係においては、次の事務を分掌する。
- (1) キャンパスに係る建物、敷地造成、土木構造物、環境整備等に係る施設（以下「建築・土木」という。）の中・長期施設計画の企画、調査、立案に関すること。
 - (2) 建築・土木に係る施設計画のための資料収集及び調査に関すること。
 - (3) 建築・土木に係る工事の法的・技術的事項に関すること。
 - (4) 建築・土木に係る工事のデータベースの構築に関すること。
 - (5) 建築・土木に係る工事の予算資料の作成に関すること。
 - (6) 建築・土木に係る工事の設計・積算・施工監理に関すること。
 - (7) 建築・土木に係る施設整備の企画、調査、連絡調整に関すること。
 - (8) 大学全体のインフラストラクチャー整備、屋外環境整備及び危険物施設における建築・土木に関すること。
 - (9) 施設の保全業務に係る技術的事項の建築・土木に関すること。
- 3 設備係においては、次の事務を分掌する。
- (1) キャンパスに係る空気調和、給排水、実験廃水、ガス等に関する設備（以下「機械設備」という。）及び電気、通信情報機器、昇降機等に関する設備（以下「電気設備」という。）の中・長期施設計画の企画、調査、立案に関すること。
 - (2) 機械設備及び電気設備の設備計画のための資料収集及び調査に関すること。
 - (3) 機械設備及び電気設備に係る工事の法的・技術的事項に関すること。
 - (4) 機械設備及び電気設備に係る工事のデータベー

(18) その他学生の福利厚生施設の管理運営に関すること。(19) その他学生の福利厚生の企画に関すること。

- 5 奨学係においては、次の事務を分掌する。
- (1) 学生に対する入学料、授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
 - (2) 学生に対する奨学金に関すること。
 - (3) 学生に対する学生教育研究災害傷害保険に関すること。
 - (4) その他学生の奨学奨励に関すること。

(略)

第7条の3 計画整備室に、計画係及び設備係を置く。

- 2 計画係においては、次の事務を分掌する。
- (1) キャンパスに係る建物、敷地造成、土木構造物、環境整備等に係る施設（以下「建築・土木」という。）の中・長期施設計画の企画、調査、立案に関すること。
 - (2) 建築・土木に係る施設計画のための資料収集及び調査に関すること。
 - (3) 建築・土木に係る工事の法的・技術的事項に関すること。
 - (4) 建築・土木に係る工事のデータベースの構築に関すること。
 - (5) 建築・土木に係る工事の予算資料の作成に関すること。
 - (6) 建築・土木に係る工事の設計・積算・施工監理に関すること。
 - (7) 建築・土木に係る施設整備の企画、調査、連絡調整に関すること。
 - (8) 大学全体のインフラストラクチャー整備、屋外環境整備及び危険物施設における建築・土木に関すること。
 - (9) 施設の保全業務に係る技術的事項の建築・土木に関すること。
- 3 設備係においては、次の事務を分掌する。
- (1) キャンパスに係る空気調和、給排水、実験廃水、ガス等に関する設備（以下「機械設備」という。）及び電気、通信情報機器、昇降機等に関する設備（以下「電気設備」という。）の中・長期施設計画の企画、調査、立案に関すること。
 - (2) 機械設備及び電気設備の設備計画のための資料収集及び調査に関すること。
 - (3) 機械設備及び電気設備に係る工事の法的・技術的事項に関すること。
 - (4) 機械設備及び電気設備に係るデータベースの

スの構築に関すること。

- (5) 機械設備及び電気設備に係る工事の予算資料の作成に関すること。
- (6) 機械設備及び電気設備に係る工事の設計・積算・施工監理に関すること。
- (7) 機械設備及び電気設備に係る施設整備の企画、調査、連絡調整に関すること。
- (8) 大学全体のインフラストラクチャー整備、屋外環境整備及び危険物施設における機械設備及び電気設備に関すること。
- (9) 施設の保全業務に係る技術的事項の機械設備及び電気設備に関すること。

(略)

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

構築に関すること。

- (5) 機械設備及び電気設備に係る工事の予算資料の作成に関すること。
- (6) 機械設備及び電気設備に係る工事の設計・積算・施工監理に関すること。
- (7) 機械設備及び電気設備に係る施設整備の企画、調査、連絡調整に関すること。
- (8) 大学全体のインフラストラクチャー整備、屋外環境整備及び危険物施設における機械設備及び電気設備に関すること。
- (9) 施設の保全業務に係る技術的事項の機械設備及び電気設備に関すること。

(略)

◎東京芸術大学学則の一部を改正する学則の制定について

(改正理由)

音楽学部音楽環境創造科の課程認定（免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定）に伴い、音楽環境創造科において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科を明記する。

(審議経過)

平成18年3月7日 事務協議会
 平成18年3月9日 映像研究科教授会
 平成18年3月12日 音楽学部教授会
 平成18年3月22日 美術学部教授会
 平成18年3月23日 教育研究評議会
 平成18年3月23日 役員会

○東京芸術大学学則の一部を改正する学則 新旧対照表

新				旧			
○東京芸術大学学則				○東京芸術大学学則			
(略)				(略)			
(教育職員免許状)				(教育職員免許状)			
第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授業科目を開設する。				第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授業科目を開設する。			
2 前項の授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。				2 前項の授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。			
3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。				3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。			
学部	学科	免許状の種類	免許教科	学部	学科	免許状の種類	免許教科
美術学部	絵画科	中学校教諭	美術	美術学部	絵画科	中学校教諭	美術

		一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術、工芸			一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術、工芸
	彫刻科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		彫刻科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
	工芸科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		工芸科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
	デザイン科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		デザイン科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
	建築科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		建築科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
	芸術学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		芸術学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
	先端芸術表現科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸		先端芸術表現科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術 美術、工芸
音楽学部	作曲科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽	音楽学部	作曲科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽
	声楽科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽		声楽科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽
	器楽科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽		器楽科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽
	指揮科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽		指揮科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽 音楽

	邦楽科	状			邦楽科	状	
		中学校教諭 一種免許状	音楽			中学校教諭 一種免許状	音楽
	楽理科	高等学校教諭 一種免許状	音楽		楽理科	高等学校教諭 一種免許状	音楽
		中学校教諭 一種免許状	音楽			中学校教諭 一種免許状	音楽
	<u>音楽環境創造科</u>	<u>中学校教諭 一種免許状</u>	<u>音楽</u>			<u>中学校教諭 一種免許状</u>	<u>音楽</u>
		<u>高等学校教諭 一種免許状</u>	<u>音楽</u>			<u>高等学校教諭 一種免許状</u>	<u>音楽</u>
(略)				(略)			
<u>附 則</u> この学則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。							

◎東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則等の制定について

(改正理由)

大学院音楽研究科に音楽文化学専攻、大学院映像研究科にメディア映像専攻が設置されたことに伴い、その他所要の改正を行う。

(改正学則等)

1. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則
2. 東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を改正する規則
3. 東京芸術大学の講座に関する規則の一部を改正する規則
4. 東京芸術大学大学院映像研究科規則の一部を改正する規則

(主な改正)

1. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則
 - ・修士課程専攻名「音楽学専攻」を「音楽文化学専攻」に改めると共に「メディア映像専攻」を加える。
 - ・修士課程入学定員及び収容定員を改める。
 - ・システム保存学の入学定員及び収容定員の括弧書きを削る。
 - ・教育職員免許状専攻名「音楽学専攻」を「音楽文化学専攻」に改める。
2. 東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を改正する規則
 - ・修士課程専攻名「音楽学専攻」を「音楽文化学専攻」に改める。
3. 東京芸術大学の講座に関する規則の一部を改正する規則
 - ・映像研究科に「メディア映像」を加える。
 - ・音楽学部学科の順を修正する。
4. 東京芸術大学大学院映像研究科規則の一部を改正する規則
 - ・修士課程専攻名に「メディア映像専攻」を加える。
 - ・授業科目及び単位数について別に定める規定を設ける。

(審議経過)

平成18年 2 月 7 日 事務協議会

平成18年2月8日 映像研究科教授会
 平成18年2月9日 音楽学部教授会
 平成18年2月28日 美術学部教授会
 平成18年3月7日 事務協議会
 平成18年3月9日 映像研究科教授会
 平成18年3月12日 音楽学部教授会
 平成18年3月23日 教育研究評議会
 平成18年3月23日 役員会

○東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則 新旧対照表

新			旧		
○東京芸術大学大学院学則 (略) (研究科及び専攻) 第4条 大学院に、次の研究科を置く。 (1) 美術研究科 (2) 音楽研究科 (3) 映像研究科 2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。			○東京芸術大学大学院学則 (略) (研究科及び専攻) 第4条 大学院に、次の研究科を置く。 (1) 美術研究科 (2) 音楽研究科 (3) 映像研究科 2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。		
研究科名	修士課程 専攻名	博士後期課程 専攻名	研究科名	修士課程 専攻名	博士後期課程 専攻名
美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 芸術学専攻 先端芸術表現専攻	美術専攻	美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 芸術学専攻 先端芸術表現専攻	美術専攻
	文化財保存学専攻	文化財保存学専攻		文化財保存学専攻	文化財保存学専攻
音楽研究科	作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 <u>音楽文化学専攻</u>	音楽専攻	音楽研究科	作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 <u>音楽学専攻</u>	音楽専攻
映像研究科	映画専攻 <u>メディア映像専攻</u>		映像研究科	映画専攻	
3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。			3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。		
第3節 教員組織 (教員組織) 第5条 研究科に、研究科長を置く。 2 研究科長は、当該学部の学部長をもつて充てる。 ただし、映像研究科長は、本学の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。 3 研究科の授業及び修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作			第3節 教員組織 (教員組織) 第5条 研究科に、研究科長を置く。 2 研究科長は、当該学部の学部長をもつて充てる。 ただし、映像研究科長は、本学の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。 3 研究科の授業及び修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作		

品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)又は博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、助教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	41	82	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	15	30			
	工芸専攻	28	56			
	デザイン専攻	22	44			
	建築専攻	12	24			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	24	48			
	文化財保存学専攻	18	36	文化財保存学専攻	10	30
	計	181	362		35	105
音楽研究科	作曲専攻	9	18	音楽専攻	15	45
	声楽専攻	20	40			
	器楽専攻	43	86			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	35	70			
	計	119	238		15	45
映像研究科	映画専攻	32	64			
	メディア映像専攻	16	32			
	計	48	96			
合計		348	696		50	150

(略)

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
美術研究科	絵画専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	彫刻専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修	美術

品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)又は博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、助教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	41	82	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	15	30			
	工芸専攻	28	56			
	デザイン専攻	22	44			
	建築専攻	12	24			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	24	48			
	文化財保存学専攻	(2) 18	(4) 36	文化財保存学専攻	(2) 10	(6) 30
	計					
音楽研究科	作曲専攻	9	18	音楽専攻	15	45
	声楽専攻	20	40			
	器楽専攻	43	86			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽学専攻	15	30			
	計	99	198		15	45
映像研究科	映画専攻	32	64			
	計	32	64			
合計		(2) 312	(4) 624		(2) 50	(6) 150

注意：()内の数値は内数で、システム保存学を表す。

(略)

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
美術研究科	絵画専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	彫刻専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修	美術

		免許状			免許状		
	工芸専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	工芸専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
	建築専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	建築専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
	芸術学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	芸術学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
	先端芸術表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	先端芸術表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
	文化財保存学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	文化財保存学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸	
音楽研究科	作曲専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	音楽研究科	作曲専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽
	声楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	声楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	
	器楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	器楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	
	指揮専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	指揮専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	
	邦楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	邦楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	
	音楽文化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽	

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 音楽研究科音楽学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育職員免許状の規定は、改正後の第17条の規定にかかわ

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

らず、なお従前の例による。

3 第 6 条に定める美術研究科、音楽研究科及び映像研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程		博士後期課程			
	専攻名	収容定員	専攻名	収容定員		
美術研究科	絵画専攻	82	美術専攻	65		
	彫刻専攻	30				
	工芸専攻	56				
	デザイン専攻	44				
	建築専攻	24				
	芸術学専攻	42				
	先端芸術表現専攻	48				
	文化財保存学専攻	36	文化財保存学専攻	30		
	計	362		95		
音楽研究科	作曲専攻	18	音楽専攻	45		
	声楽専攻	40				
	器楽専攻	86				
	指揮専攻	6				
	邦楽専攻	18				
	音楽学専攻	15				
	音楽文化学専攻	35				
	計	218				45
映像研究科	映画専攻	64				
	メディア映像専攻	16				
	計	80				
合計		660		140		

○東京芸術大学大学院音楽研究科規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学大学院音楽研究科規則 (略) (専攻及び研究領域) 第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。 (1) 作曲専攻 (2) 声楽専攻 (3) 器楽専攻 (4) 指揮専攻 (5) 邦楽専攻 (6) <u>音楽文化学専攻</u> 2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。 (1) 作曲研究領域 (2) 声楽研究領域 (3) 鍵盤楽器研究領域 (4) 弦・管・打楽器研究領域 (5) 古楽研究領域 (6) 指揮研究領域 (7) 邦楽研究領域 (8) 音楽学研究領域 (略) <u>附 則</u> 1 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u> 2 <u>音楽学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</u>	○東京芸術大学大学院音楽研究科規則 (略) (専攻及び研究領域) 第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。 (1) 作曲専攻 (2) 声楽専攻 (3) 器楽専攻 (4) 指揮専攻 (5) 邦楽専攻 (6) <u>音楽学専攻</u> 2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。 (1) 作曲研究領域 (2) 声楽研究領域 (3) 鍵盤楽器研究領域 (4) 弦・管・打楽器研究領域 (5) 古楽研究領域 (6) 指揮研究領域 (7) 邦楽研究領域 (8) 音楽学研究領域 (略)

○東京芸術大学の講座に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学の講座に関する規則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u> 別表 (略) 音楽学部 作曲科、声楽科、器楽科、指揮科、<u>邦楽科、楽理科、</u>	○東京芸術大学の講座に関する規則 (略) 別表 (略) 音楽学部 作曲科、声楽科、器楽科、指揮科、<u>楽理科、邦楽科、</u>

音楽環境創造科 ○作曲 ○声楽 ○鍵盤楽器 ○弦管打楽器 ○古楽 ○指揮 ○邦楽 ○音楽学 ○音楽環境創造 (共通講座) ○言語芸術 美術研究科 ○保存修復 ○保存科学 映像研究科 - 映画 - メディア映像	音楽環境創造科 ○作曲 ○声楽 ○鍵盤楽器 ○弦管打楽器 ○古楽 ○指揮 ○邦楽 ○音楽学 ○音楽環境創造 (共通講座) ○言語芸術 美術研究科 ○保存修復 ○保存科学 映像研究科 - 映画
備考 ○印を冠するものは博士講座である。	備考 ○印を冠するものは博士講座である。

○東京芸術大学大学院映像研究科規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学大学院映像研究科規則 (略) (専攻) 第3条 修士課程の専攻は、<u>映画専攻及びメディア映像専攻</u>とする。 (略) (授業科目及び単位) 第6条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、<u>東京芸術大学大学院映像研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）に定めるとおりとする。</u> 第2章 修士課程 (履修方法) 第7条 学生は、<u>修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、34単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u> <u>(別表) 削る</u>	○東京芸術大学大学院映像研究科規則 (略) (専攻) 第3条 修士課程の専攻は、<u>映画専攻</u>とする。 (略) (授業科目及び単位) 第6条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、<u>別表のとおりとする。</u> 第2章 修士課程 (履修方法) 第7条 学生は、<u>別表に掲げる当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、34単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。</u> (略) (別表) 略

◎東京芸術大学別科規則の一部を改正する規則の制定について

(改正理由)

音楽学部において別科を設置した時と社会的ニーズが変わり、制度と実態に乖離が生じたため、定員を実態に合わせるよう改正を行う。

(主な改正内容)

入学定員及び収容定員を改正する。

(審議経過)

平成18年 3 月 7 日 事務協議会

平成18年 3 月 12 日 音楽学部教授会

平成18年 3 月 23 日 教育研究評議会

平成18年 3 月 23 日 役員会

○東京芸術大学別科規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
○東京芸術大学別科規則			○東京芸術大学別科規則		
(略)			(略)		
第 3 条 別科の専修部門及び収容定員は、次のとおりとする。			第 3 条 別科の専修部門及び収容定員は、次のとおりとする。		
専修部門	入学定員	収容定員	専修部門	入学定員	収容定員
作曲専修			作曲専修	2	4
声楽専修	30	60	声楽専修	10	20
器楽専修			器楽専修	21	42
邦楽専修			邦楽専修	17	34
			計	50	100
(略)			(略)		
附 則					
1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。					
2 第 3 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。					
専修部門	収容定員				
作曲専修	80				
声楽専修					
器楽専修					
邦楽専修					

◎東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則の制定について

(改正理由)

国費外国人留学生制度実施要項に基づく研究留学生を大学院学生以外で受け入れる場合には、東京芸術大学研究生規則に基づく研究生として受け入れることとするため、所要の改正を行う。

(主な内容)

東京芸術大学研究生規則の入学資格に、国費外国人留学生制度実施要項に基づく研究留学生の入学資格を追加

し、規則に基づく研究生として受け入れることとする。

(審議経過)

平成18年3月7日 事務協議会
 平成18年3月9日 映像研究科教授会
 平成18年3月12日 音楽学部教授会
 平成18年3月22日 美術学部教授会
 平成18年3月23日 教育研究評議会
 平成18年3月23日 役員会

○東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学研究生規則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条第2項の規定に基づき、本学における研究生の入学資格その他必要な事項を定めるものとする。 (入学資格) 第2条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。 (1) 大学院修士課程を修了した者 (2) 本学において前号と同等以上の学力があると認められる者 2. <u>前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「国費外国人留学生」という。）を研究生として受け入れる場合の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。</u> (1) <u>大学を卒業した者</u> (2) <u>本学において前号と同等以上の学力があると認められる者</u> (出願手続) 第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に第7条に定める検定料を添えて、当該研究科の研究生募集要項に定める期日までに、当該大学院研究科を経て、学長に願い出なければならない。<u>ただし、国費外国人留学生については、次の各号に掲げる書類は文部科学省への申請書類をもって代えることとし、検定料は徴収しないため納入を要しない。</u> (1) 研究生願書（所定の様式による。） (2) 履歴書 (3) 最終学校の修了証明書又は卒業証明書 (4) 健康診断書	○東京芸術大学研究生規則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条第2項の規定に基づき、本学における研究生の入学資格その他必要な事項を定めるものとする。 (入学資格) 第2条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。 (1) 大学院修士課程を修了した者 (2) 本学において前号に準ずる能力があると認めた者 (出願手続) 第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に第7条に定める検定料を添えて、当該研究科の研究生募集要項に定める期日までに、当該大学院研究科を経て、学長に願い出なければならない。 (1) 研究生願書（所定の様式による。） (2) 履歴書 (3) 最終学校の修了証明書又は卒業証明書 (4) 健康診断書

(5) 在職中の者は、所属長の許可書

(6) その他当該大学院研究科が定める書類
(入学者の選考及び入学の許可)

第4条 前条の願い出があった場合は、当該研究科委員会(映像研究科については、教授会とする。以下同じ。)の選考を経て、学長が入学を許可する。
(入学の時期)

第5条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、これによらないことができる。

(入学料及び授業料の納入)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに次条に定める入学料及び授業料を納入しなければならない。ただし、国費外国人留学生に係る入学料及び授業料は、徴収しないため納入を要しない。

2 納入済の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。
(研究期間)

第8条 研究の期間は、1年とする。ただし、特別の事情がある場合はその期間を更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生に係る研究の期間は、文部科学省が許可した受入れ期間とする。

(研究計画等)

第9条 研究生は、許可された研究課題及び研究計画により指導教員の指導を受け、その研究室において研究に従事する。

2 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、当該研究科長の許可を得て、研究課題に関連のある授業を受け又は研究設備を利用することができる。

3 研究生には、単位を与えない。

4 研究生は、毎学期の終りまでに研究計画の進行に関する報告書を当該研究科長に提出しなければならない。

(修了証明書)

第10条 研究を修了した者には、当該研究科委員会の議を経て、修了証明書を交付する。
(附属図書館の利用)

第11条 研究生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。
(規則の遵守)

第12条 研究生は、大学院学則及び本学又は研究科等の定める規則を守らなければならない。

2 前項の規定に違反し又は病気その他の理由により

(5) 在職中の者は、所属長の許可書

(6) その他当該大学院研究科が定める書類
(入学者の選考及び入学の許可)

第4条 前条の願い出があった場合は、当該研究科委員会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学料及び授業料の納入)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに次条に定める入学料及び授業料を納入しなければならない。

2 納入済の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。
(研究期間)

第8条 研究の期間は、1年とする。ただし、特別の事情がある場合はその期間を更新することができる。

(研究計画等)

第9条 研究生は、許可された研究課題及び研究計画により指導教員の指導を受け、その研究室において研究に従事する。

2 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、当該研究科長の許可を得て、研究課題に関連のある授業を受け又は研究設備を利用することができる。

3 研究生には、単位を与えない。

4 研究生は、毎学期の終りまでに研究計画の進行に関する報告書を当該研究科長に提出しなければならない。

(修了証明書)

第10条 研究を修了した者には、当該研究科委員会の議を経て、修了証明書を交付する。
(附属図書館の利用)

第11条 研究生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。
(規則の遵守)

第12条 研究生は、大学院学則及び本学又は研究科等の定める規則を守らなければならない。

2 前項の規定に違反し又は病気その他の理由により

研究を継続することが適当でないと認めた場合は、研究科委員会の議を経て、学長はその許可を取り消すことがある。 (雑則) 第13条 この規則の定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。 (略) 附 則 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u>	研究を継続することが適当でないと認めた場合は、研究科委員会の議を経て、学長はその許可を取り消すことがある。 (雑則) 第13条 この規則の定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。 (略)
--	--

◎東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(改正理由)

授業料等が不徴収となる者について明文化する。また、平成18年度から本学職員及び学生等の身分証明書並びに学生証が新規に発行されることに伴い、再発行する場合の手数料を条文に加える。

(主な内容)

1. 国費外国人留学生制度実施要項に基づき受け入れる国費外国人留学生については授業料、入学科及び検定料を徴収しない旨明文化する。
2. 特別聴講学生規則第7条第2項ただし書き及び特別研究学生規則第7条第2項ただし書きで定める者について、授業料を徴収しない旨明文化する。
3. 本学職員及び学生等の身分証明書並びに学生証を再発行する場合の手数料を条文に加える。

(審議経過)

平成18年 3 月 7 日 事務協議会
 平成18年 3 月 9 日 映像研究科教授会
 平成18年 3 月12日 音楽学部教授会
 平成18年 3 月22日 美術学部教授会
 平成18年 3 月23日 教育研究評議会
 平成18年 3 月23日 役員会

○東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学における授業料 その他の費用に関する規則 (略) (研究生等の入学科及び検定料の額及び徴収方法) 第11条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学科及び検定料の額は、別表第3のとおりとする。 2 前項の入学科及び検定料の徴収方法は、第8条及び第9条の規定に準じて行うものとする。 (研究生等の授業料の額及び徴収方法) 第12条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び特別研究学生の授業料の額は、別表第3の	○東京芸術大学における授業料 その他の費用に関する規則 (略) (研究生等の入学科及び検定料の額及び徴収方法) 第11条 研究生、科目等履修生、<u>特別聴講学生、委託生及び特別研究学生の入学科</u>及び検定料の額は、別表第3のとおりとする。 2 前項の入学科及び検定料の徴収方法は、第8条及び第9条の規定に準じて行うものとする。 (研究生等の授業料の額及び徴収方法) 第12条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び特別研究学生の授業料の額は、別表第3の

とおりとする。

- 2 前項の授業料の徴収方法は、研究生及び特別研究学生については第3条の規定に準じて行うものとし、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生については入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料等の不徴収)

第13条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づいて受け入れる国費外国人留学生については、授業料、入学科及び検定料は徴収しないものとする。

- 2 次の各号に掲げる者については、授業料は徴収しないものとする。

(1) 東京芸術大学特別聴講学生規則第7条第2項ただし書きの規定に基づいて受け入れる特別聴講学生

(2) 東京芸術大学特別研究学生規則第7条第2項ただし書きの規定に基づいて受け入れる特別研究学生

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

第14条 学位論文審査手数料の額は、別表第4のとおりとする。

- 2 学生証及び身分証明書の紛失若しくはき損した場合の再発行手数料の額は、別表第5のとおりとする。

- 3 前2項の手数料の徴収方法は、申請を受理するときに徴収するものとする。

(国立大学等研究員の研究費の額及び徴収方法)

第15条 国立大学等研究員の研究費の額は、別表第6のとおりとする。

- 2 前項の国立大学等研究員の研究費の徴収方法は、受入を許可するときに徴収するものとする。
(研究料等の額及び徴収方法)

第16条 研修員、受託研究員、民間等共同研究員及び外国人受託研修員の研究料、研修料の額は、別表第7のとおりとし、徴収方法は別に定める。

(公開講座講習料の額及び徴収方法)

第17条 公開講座講習料の額は、学長が別に定めるものとする。

- 2 前項の公開講座講習料の徴収方法は、受講を許可するときに徴収するものとする。
(その他の費用の額及び徴収方法)

第18条 大学美術館観覧料、演奏会入場料その他の本学における費用に関しては、別に定める。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(略)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

とおりとする。

- 2 前項の授業料の徴収方法は、研究生及び特別研究学生については第3条の規定に準じて行うものとし、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生については入学を許可するときに徴収するものとする。

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

第13条 学位論文審査手数料の額は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の学位論文審査手数料の徴収方法は、申請を受理するときに徴収するものとする。

(国立大学等研究員の研究費の額及び徴収方法)

第14条 国立大学等研究員の研究費の額は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の国立大学等研究員の研究費の徴収方法は、受入を許可するときに徴収するものとする。
(研究料等の額及び徴収方法)

第15条 研修員、受託研究員、民間等共同研究員及び外国人受託研修員の研究料、研修料の額は、別表第6のとおりとし、徴収方法は別に定める。

(公開講座講習料の額及び徴収方法)

第16条 公開講座講習料の額は、学長が別に定めるものとする。

- 2 前項の公開講座講習料の徴収方法は、受講を許可するときに徴収するものとする。
(その他の費用の額及び徴収方法)

第17条 大学美術館観覧料、演奏会入場料その他の本学における費用に関しては、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(略)

(略)			
別表第3 (第11条第1項及び第12条第1項関係)			
区分	授業料	入学料	検定料
	円	円	円
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	—	—
委託生	1単位 14,800	28,200	9,800
特別研究学生	月額 29,700	—	—
別表第4 (第14条第1項関係)			
区分	金額		
学位論文審査の手数料	円		
	1件当たり 57,000		
別表第5 (第14条第2項関係)			
区分	金額		
学生証及び身分証明書の再発行手数料	円		
	1件当たり 2,000		
別表第6 (第15条第1項関係)			
(略)			
別表第7 (第16条関係)			
(略)			

別表第3 (第11条第1項及び第12条第1項関係)			
区分	授業料	入学料	検定料
	円	円	円
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	—	—
委託生	1単位 14,800	28,200	9,800
特別研究学生	月額 29,700	—	—
別表第4 (第13条第1項関係)			
区分	金額		
1件当たり	円		
	57,000		
別表第5 (第14条第1項関係)			
(略)			
別表第6 (第15条関係)			
(略)			

◎東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項の制定及び関連規則等の一部改正について

1. 要項制定

(制定理由)

非常勤講師等の位置づけを明確にし、業務委嘱契約の取扱いを定めることにより、委嘱契約業務の適正化を図る。

(制定要項)

東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項

2. 規則等の一部改正

(改正理由)

東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項の制定に伴い、関連する客員教授の称号授与に関する規則等の字句整理を行うと共に、映像研究科における称号授与が可能となるよう関係規則の字句整理を行う。

(改正規則等)

1. 東京芸術大学客員教授選考規則

2. 東京芸術大学客員教授選考手続等要項
3. 東京芸術大学客員教授称号授与に関する申合せ
4. 東京芸術大学名誉教授称号授与規則
5. 東京芸術大学名誉客員教授称号授与規則

(審議経過)

平成18年3月7日 事務協議会
平成18年3月9日 映像研究科教授会
平成18年3月12日 音楽学部教授会
平成18年3月22日 美術学部教授会
平成18年3月23日 教育研究評議会
平成18年3月23日 役員会

○東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項

平成18年3月23日制定

(目的)

第1条 この要項は、本学の非常勤講師等の業務を委嘱する場合の取扱いについて定めることを目的とする

(業務の種類)

第2条 この取扱いにおいて非常勤講師等とは、次の業務を行う者をいう。

- (1) 非常勤講師 特定の授業、成績判定又は大学の行う研究業務を行う。
- (2) アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー 英会話指導を行う。
- (3) 非常勤医師 医療業務を行う。
- (4) 非常勤薬剤師 調剤、服薬指導等を行う。
- (5) 入学試験試験官 入学試験において、採点業務等を行う。
- (6) 入学試験監督官 入学試験において、監督業務等を行う。
- (7) 入学試験補助者 入学試験において、補助業務を行う。
- (8) 入学試験伴奏者 入学試験において、伴奏等を行う。

(契約の期間等)

第3条 本学が非常勤講師等との間で締結する委嘱契約（以下「契約」という。）は、1年を超えない範囲で締結し、その終期は、当該年度末を超えることはない。

2 契約は、これを更新することができる。

(委嘱契約の限度)

第4条 委嘱契約日の属する年度の4月1日現在で、満67歳を超える非常勤講師等とは、委嘱契約を締結しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委嘱料)

第5条 非常勤講師等の業務1時間当たりの委嘱料は、業務の種類に応じて、別表1から別表5に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する委嘱料のうち、個々の非常勤講師等の委嘱料の決定に当たっては、当該非常勤講師等に対し、学長が必要と認める書類の提出を求め、当該委嘱料を決定するものとする。ただし、当該非常勤講師等の本務先等の都合により、無料とすることがある。

(交通費)

第6条 非常勤講師等の交通費については、東京芸術大学旅費規則の定めるところによる。

(委嘱状の交付)

第7条 本学が非常勤講師等との間で委嘱契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した委嘱状を交付する。

- (1) 委嘱料に関する事項
- (2) 業務に従事すべき場所、時間その他の業務の実施に関する事項
- (3) 契約の期間に関する事項
- (4) 契約の解除等に関する事項
- (5) 業務委嘱に当たっての注意事項等

2 前項の規定による委嘱状の交付を受けた非常勤講師等が、その内容に同意し、業務の委嘱を受諾する場合は、

書面による受諾書を提出させるものとする。

(契約の解除等に関する事項)

第8条 前条第1項第4号に規定する契約の解除等に関する事項は、次の各項に定めるとおりとする。

2 非常勤講師等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日をもって、契約は終了したものとする。

(1) 契約の期間が満了したとき。(契約を更新したときを除く。) 期間満了日

(2) 死亡したとき。 死亡日

3 本学及び非常勤講師等はやむを得ない事由があるときは契約期間の途中でであってもそれぞれ相手方に対して契約の解除を申し出ることができる。

4 前項の申し出は、契約を解除しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、非常勤講師等から緊急やむを得ない事由のため申し出があった場合は、この限りでない。

(業務委嘱に当たっての注意事項等)

第9条 第7条第1項第5号に規定する業務委嘱に当たっての注意事項等は、次の各項に定めるとおりとする。

2 非常勤講師等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

3 非常勤講師等は、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等、あらゆるハラスメントをしないように注意しなければならない。

4 本学は、非常勤講師等の良好な業務環境の確保を図るため、ハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

5 非常勤講師等が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

6 本学は、非常勤講師等の安全・衛生と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 非常勤講師等は、安全・衛生に関する関係法令等を遵守するとともに、本学が行う安全・衛生に関する指示に従わなければならない。

8 非常勤講師等が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止する。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかったとき又はそのおそれのあるとき。

(2) 業務を継続すれば病勢が悪化するおそれがあるとき。

(3) 前2号に準ずる事情があるとき。

9 非常勤講師等は、前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに本学に届け出て、その指示に従わなければならない。

附 則

この要項は、平成18年3月23日から施行する。

別表1 大学の非常勤講師

(単位: 円)

経過年数		業務区分	
新大4卒	短大2卒	講義・実技指導	オーケストラ、オペラ、伴奏、実技等補助
0 ～ 5.11	0 ～ 8.11	3,800	3,800
6.0 ～ 8.5	9.0 ～ 11.11	4,700	
8.6 ～ 12.8	12.0 ～ 16.5	5,100	5,100
12.9 ～ 20.2	16.6 ～ 23.11	5,600	
20.3 ～	24.0 ～	6,300	

(注1) この表における経過年数は、各欄記載の学歴後の経過年数を示す。

(注2) 当該年度内に委嘱する非常勤講師の単価を決定する際の経過年数は、前年度末までの年月数をもって算出する。

(注3) 経過年数欄の適用に当たっては、短大2卒よりも下位の学歴のみを有する場合は、当該学歴からの経過年数を次のとおり調整した上、短大2卒の経過年数欄を適用する。

小学校卒△8年、中学校卒△5年、高校卒△2年

(注4) 最終学歴からの経過年数よりも、下位の学歴からの経過年数の方が有利な場合は、(注3)の取扱いに準ずることができる。

(注5) 経過年数欄の数字は、「5.11」等とあるのは、「5年11月」等を示す。

別表2 附属音楽高等学校の非常勤講師及びアシスタント・イングリッシュ・ティーチャー (単位：円)

経過年数		業務区分	
新大4卒	短大2卒	講義・実技指導	アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー
0 ～ 8.8	0 ～12.11	3,500	3,500
8.9 ～	13.0 ～	4,500	

(注1) この表における経過年数は、各欄記載の学歴後の経過年数を示す。

(注2) 当該年度内に委嘱する非常勤講師の単価を決定する際の経過年数は、前年度末までの年月数をもって算出する。

(注3) 経過年数欄の適用に当たっては、短大卒業よりも下位の学歴のみを有する場合は、当該学歴からの経過年数を次のとおり調整した上、短大2卒の経過年数欄を適用する。

小学校卒△8年、中学校卒△5年、高校卒△2年

(注4) 最終学歴からの経過年数よりも、下位の学歴からの経過年数の方が有利な場合は、(注3)の取扱いに準ずることができる。

(注5) 経過年数欄の数字は、「8.8」等とあるのは、「8年8月」等を示す。

別表3 非常勤医師 (単位：円)

経過年数	業務に従事する場所	
新大6卒(医師免許取得後)	上野校地	取手校地
0 ～ 0.11	2,000	1,800
1.0 ～ 1.11	2,100	1,800
2.0 ～ 2.11	2,200	2,000
3.0 ～ 3.11	2,300	2,100
4.0 ～ 5.11	2,500	2,200
6.0 ～ 6.11	2,500	2,200
7.0 ～ 7.11	2,600	2,300
8.0 ～ 8.11	2,800	2,500
9.0 ～ 9.11	2,900	2,600
10.0 ～10.11	3,100	2,700
11.0 ～11.11	3,200	2,900
12.0 ～12.11	3,300	3,000
13.0 ～13.11	3,500	3,100
14.0 ～14.11	3,600	3,200
15.0 ～15.11	3,600	3,200
16.0 ～16.11	3,700	3,300
17.0 ～17.11	3,800	3,400
18.0 ～18.11	3,900	3,500
19.0 ～19.11	4,000	3,500
20.0 ～20.11	4,000	3,600
21.0 ～21.11	4,100	3,700
22.0 ～22.11	4,200	3,700
23.0 ～23.11	4,200	3,700
24.0 ～24.11	4,200	3,800
25.0 ～25.11	4,300	3,800
26.0 ～26.11	4,300	3,800
27.0 ～27.11	4,300	3,900
28.0 ～28.11	4,300	3,900
29.0 ～	4,400	3,900

(注1) この表における経過年数は、医師免許取得後の経過年数を示す。

(注2) 当該年度内に委嘱する非常勤医師の単価を決定する際の経過年数は、前年度末までの年月数をもって算出する。

(注3) 経過年数欄の数字は、「1.11」等とあるのは、「1年11月」等を示す。

別表4 非常勤薬剤師

(単位：円)

経過年数	業務に従事する場所
新大4卒（薬剤師免許取得後）	上野校地
0 ～ 0.11	1,100
1.0 ～ 1.11	1,100
2.0 ～ 2.11	1,200
3.0 ～ 3.11	1,200
4.0 ～ 4.11	1,300
5.0 ～ 6.5	1,300
6.6 ～ 7.11	1,300
8.0 ～ 9.5	1,400
9.6 ～10.11	1,400
11.0 ～12.5	1,500
12.6 ～13.11	1,500
14.0 ～15.5	1,600
15.6 ～16.11	1,600
17.0 ～	1,700

（注1）この表における経過年数は、薬剤師免許取得後の経過年数を示す。

（注2）当該年度内に委嘱する非常勤薬剤師の単価を決定する際の経過年数は、前年度末までの年月数をもって算出する。

（注3）経過年数欄の数字は、「1.11」等とあるのは、「1年11月」等を示す。

別表5 入学試験試験官等

(単位：円)

業務区分	委嘱料
試験官	3,200
監督官	2,300
補助者	2,100
伴奏者	2,600

(例)

委 嘱 状

(氏 名) 殿

国立大学法人東京芸術大学非常勤講師として下記のとおり委嘱する。

1. 業務に従事する場所
東京芸術大学〇〇学部 (〇〇校地)
2. 業務内容
〇〇〇の授業を担当
3. 業務時間
契約期間中〇〇時間
4. 委嘱料
1 時間あたり〇〇〇〇円
5. 委嘱契約期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
6. 契約解除等に関する事項
東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項第 8 条による。
7. 業務委嘱に当たっての注意事項等
東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項第 9 条による。

平成 年 月 日

国立大学法人東京芸術大学
(部局長) ○ ○ ○ ○

印

○東京芸術大学客員教授選考規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学客員教授選考規則 (略) (客員教授の種類) 第 2 条 本学において客員教授の名称を付与することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 東京芸術大学外国人教師の採用等に関する規則に基づき、本学の教授又は研究に従事する<u>外国人教師</u>として招へい<u>された者</u> (2) <u>東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等</u>に関	○東京芸術大学客員教授選考規則 (略) (客員教授の種類) 第 2 条 本学において客員教授の名称を付与することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 東京芸術大学外国人教師の採用等に関する規則に基づき、本学の教授又は研究に従事する<u>外国人教師 (外国人特別招へい教授を含む。)</u>として招へい<u>する者</u> (2) <u>常時勤務の教員以外の職員で客員教授の定員に</u>

する取扱要項に基づき、本学の教育研究業務を委嘱された非常勤講師

(客員教授の資格基準)

第3条 客員教授は、前条各号の規定により招へい又は委嘱され、本学において教授若しくは研究に従事する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(客員教授の選考)

第4条 客員教授の選考は、当該学部又は研究科の教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会とする。）の議に基づき学長が行う。

(略)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

より採用され本学の教授若しくは研究に従事する者

(客員教授の資格基準)

第3条 客員教授は、前条各号の規定により招へいされ、本学において教授若しくは研究に従事する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(客員教授の選考)

第4条 客員教授の選考は、学部教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会とする。）の議に基づき学長が行う。

(略)

○東京芸術大学客員教授選考手続等要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学客員教授選考手続等要項 (略) (予備調査) 2 <u>学部長又は研究科長</u>（大学美術館、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあってはその長とする。以下同じ。）は、客員教授を<u>招へい又は委嘱</u>しようとするときは、その者について、履歴、研究業績を十分に事前に調査し、<u>当該所属教員と協議の上招へい又は委嘱後の教育担当分野を定めるとともに、外国人客員教授にあっては、その宿舍等の準備の見通しを明確にするものとする。</u> (選考) 3 <u>学部長又は研究科長</u>は、前項による予備調査が十分に行われた者について、教授選考の基準に準じて、<u>当該学部又は研究科の教授会</u>（大学美術館にあっては美術学部教授会、言語・音声トレーニングセン	○東京芸術大学客員教授選考手続等要項 (略) (予備調査) 2 <u>学部長</u>（大学美術館、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあってはその長とする。以下同じ。）は、客員教授を<u>招へい</u>しようとするときは、その者について、履歴、研究業績を十分に事前に調査し、<u>学部内関係教員と協議の上招へい</u>後の教育担当分野を定めるとともに、外国人客員教授にあっては、その宿舍等の準備の見通しを明確にするものとする。 (選考) 3 <u>学部長</u>は、前項による予備調査が十分に行われた者について、教授選考の基準に準じて、<u>学部教授会</u>（大学美術館にあっては美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあ

ター及び演奏芸術センターにあっては音楽学部教授会とする。)の議を経て学長にその選考を依頼するものとする。

(略)

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ては音楽学部教授会とする。以下同じ。)の議を経て学長にその選考を依頼するものとする。

(略)

○東京芸術大学客員教授称号授与に関する申合せの一部を改正する申合せ 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学客員教授称号授与に関する申合せ 本学における非常勤講師のうち、客員教授を称せしめる者の取扱いについては、東京芸術大学客員教授選考規則（以下「規則」という。）及び同選考手続等要項に定めるほか、この申合せにより行うものとする。 1 この申合せによる「客員教授」は、規則第2条第2号に該当する者のうちから選考するものとし、その選考基準は、次の各号に掲げる事項による。 ア 規則第3条各号の一に該当する者であること。 イ 引き続き3月以上、専攻分野について教授に従事すること。 2 この申合せによる客員教授の数は、<u>各部局若干人</u>とする。 3 客員教授を称せしめる者については、辞令（別紙様式）を交付するものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</u> (別紙様式) 殿 東京芸術大学客員教授の称号を授与します。 <u>期間は（元号） 年 月 日までとします。</u> (元号) 年 月 日 東京芸術大学長 氏 名 印	○東京芸術大学客員教授称号授与に関する申合せ 本学における非常勤講師のうち、客員教授を称せしめる者の取扱いについては、東京芸術大学客員教授選考規則（以下「規則」という。）及び同選考手続等要項に定めるほか、この申合せにより行うものとする。 1 この申合せによる「客員教授」は、規則第2条第2号に該当する者のうちから選考するものとし、その選考基準は、次の各号に掲げる事項による。 ア 規則第3条各号の一に該当する者であること。 イ 引き続き3月以上、専攻分野について教授に従事すること。 2 この申合せによる客員教授の数は、<u>各学部若干人</u>とする。 3 客員教授を称せしめる者については、辞令（別紙様式）を交付するものとする。 (略) (別紙様式) <u>辞 令</u> 殿 東京芸術大学客員教授の称号を授与します。 <u>期間は、本学に勤務する間とします。</u> (元号) 年 月 日 東京芸術大学長 氏 名 印

○東京芸術大学名誉教授称号授与規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学名誉教授称号授与規則 (略) (名誉教授としての有資格者) 第2条 本学の学長、副学長、<u>学部長、大学院研究科長、教授</u>として勤務し退職した者であって、かつ、芸術上・教育上又は学術上において、社会的に高い評価を得ている賞等の受賞者あるいはこれと同等以上の者であって、かつ、本学の教育・研究上に多大の功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。 (選考の手続) 第3条 名誉教授の称号授与は、次の各号に定めるいずれかの推薦により教育研究評議会の議に基づき決定する。 (1) 学長及び副学長にあつては、後任学長が、副学長、<u>学部長、大学院研究科長、附属図書館長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長及び芸術情報センター長</u>と協議の上推薦する。 (2) 教授にあつては、当該<u>学部又は研究科の教授会</u>の承認を得て当該部局の長が学長に推薦する。ただし、この者が<u>学部又は研究科の教授会</u>に所属しない教員の場合は、当該部局の運営委員会の承認を得て、当該部局の長が学長に推薦する。 (略) 附 則 この規則は、平成18年3月23日から施行する。	○東京芸術大学名誉教授称号授与規則 (略) (名誉教授としての有資格者) 第2条 本学の学長、副学長、<u>学部長、教授</u>として勤務し退職した者であって、かつ、芸術上・教育上又は学術上において、社会的に高い評価を得ている賞等の受賞者あるいはこれと同等以上の者であって、かつ、本学の教育・研究上に多大の功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。 (選考の手続) 第3条 名誉教授の称号授与は、次の各号に定めるいずれかの推薦により教育研究評議会の議に基づき決定する。 (1) 学長及び副学長にあつては、後任学長が、副学長、<u>学部長、附属図書館長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長及び演奏芸術センター長</u>と協議の上推薦する。 (2) 教授にあつては、当該<u>学部教授会</u>の承認を得て当該部局の長が学長に推薦する。ただし、この者が<u>学部教授会</u>に所属しない教員の場合は、当該部局の運営委員会の承認を得て、当該部局の長が学長に推薦する。 (略)

○東京芸術大学名誉客員教授称号授与規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学名誉客員教授称号授与規則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京芸術大学名誉客員教授（以下「名誉客員教授」という。）の称号授与の要件その他必要な事項について定めるものとする。 (称号授与の要件) 第2条 名誉客員教授の称号は、我が国の芸術並びに本学の教育に貢献した者に授与する。 (称号の授与)	○東京芸術大学名誉客員教授称号授与規則 (趣旨) 第1条 この規則は、東京芸術大学名誉客員教授（以下「名誉客員教授」という。）の称号授与の要件その他必要な事項について定めるものとする。 (称号授与の要件) 第2条 名誉客員教授の称号は、我が国の芸術並びに本学の教育に貢献した者に授与する。 (称号の授与)

第3条 名誉客員教授の称号の授与は、当該学部又は研究科の教授会の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が授与する。
(名誉客員教授記の様式)

第4条 名誉客員教授の称号の辞令様式は、別紙様式1又は別紙様式2のとおりとする。

(略)

附 則

この規則は、平成18年 3 月23日から施行する。

第3条 名誉客員教授の称号の授与は、学部教授会の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が授与する。
(名誉客員教授記の様式)

第4条 名誉客員教授の称号の辞令様式は、別紙様式1又は別紙様式2のとおりとする。

(略)

諸 会 議

— 事 務 局 —

◎役員会

平成18年3月2日（木）

〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）
2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）

〔報告及び連絡事項〕

1. 国立大学協会総会（平成18年3月1日開催）について
2. 牧野コレクションの購入について
3. 障害者雇用に関する取り組みについて

◎教育研究評議会

平成18年3月2日（木）

〔議 題〕

1. 演奏芸術センター長候補者の選考について
2. 教員の人事計画について
3. 教員の昇任・採用について
4. 東京芸術大学受託事業規則等の制定について
5. 東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則(案)の制定について
6. 平成17年度政府補正予算成立に伴う予算額の変更について
7. 平成18年度公開講座実施計画書（案）について

〔報告及び連絡事項〕

1. 美術学部附属古美術研究施設長候補者の選考について
2. 客員教授の称号授与について
3. 67歳を越える非常勤講師の委嘱について
4. 国立大学協会総会（平成18年3月1日開催）について
5. 海外渡航について
6. 世界遺産からのSOSーアジア危機遺産からのメッセージ展入館者数について
7. その他

◎企画・評価室

平成18年3月8日（水）

〔議 題〕

1. 平成18年度年度計画（案）について

2. 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
3. 「教員総覧2005」の作成について
4. 大学としての重点取組事項について
5. その他

〔報 告〕

1. その他

◎管理・運営室

平成18年3月9日（木）

〔議 題〕

1. 就業規則の改正について
2. 平成18年度年度計画における予算、収支計画及び資金計画について
3. 障害者雇用に関する取組について
4. 管理・運営室の部会設置について
5. その他

〔報告及び連絡事項〕

1. 独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策に係る中期目標・中期計画の変更手続きについて

◎安全衛生委員会

平成18年3月15日（水）

〔議 題〕

1. 有害作業場における作業責任者の業務等に関する要項の一部改正について

〔報告事項〕

1. 東京都下水道局の排水基準超過指摘に伴う、同下水道局への報告状況について
2. 労働安全・労働衛生研修会参加報告
3. 労働安全衛生関係の資格取得者（平成17年度）について
4. 平成17年度健康診断受診者数について
5. 巡視報告
6. 取手校地について
7. 横浜校地について

◎役員会

平成18年3月16日（木）

〔議 題〕

1. 経営協議会（3月16日開催）の議題について
2. 教育研究評議会（3月23日開催）の議題について
3. 東京芸術大学監査室規則について
4. 東京芸術大学受託事業規則等の制定について
5. 東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則(案)の制定について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）
2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）

〔報告及び連絡事項〕

1. 障害者雇用に関する取り組みについて

◎経営協議会

平成18年3月16日（木）

〔議題〕

1. 平成18年度年度計画（案）について
2. 平成18年度部局別支出暫定予算について
3. 平成18年度給与制度改正について
4. 経営協議会規則の一部を改正する規則（案）の制定について
5. 平成18年度公開講座実施計画書（案）について

〔報告及び連絡事項〕

1. 会計監査人候補者の選任について
2. 平成17年度政府補正予算成立に伴う予算額の変更について
3. 平成18年度学部一般選抜・別科志願者状況について
4. 世界遺産からのSOSーアジア危機遺産からのメッセージ展入館者数について
5. 入館者数について

◎管理・運営室 施設・環境部会

平成18年3月20日（月）

〔議題〕

1. 施設の点検・評価に関する調査について
2. 東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則並びに内規の規定に基づく施設（共用スペース）の使用許可について

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京都下水道局の排水基準超過指導における対応状況について
2. 「音楽学部1・2号館改修」及び「アスベスト対策」について
3. その他

◎企画・評価室

平成18年3月20日（月）

〔議題〕

1. 平成18年度年度計画（案）について
2. 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告

書について

3. 大学としての重点取組事項について
4. その他

〔報告〕

1. 教員総覧Web公開準備状況
2. 大学等におけるデータベースの取組等に関するセミナーについて
3. 国立大学法人評価委員会総会（第14回）について
4. 年度計画進捗状況管理システムについて
5. その他

◎社会連携室

平成18年3月20日（月）

〔議題〕

1. 外部資金導入方策研究プロジェクトについて
2. 藝大フレンズ事業報告会について
3. ファンドレイザーについて

〔報告事項〕

1. 受託事業規則の制定について
2. 藝大フレンズに関する要項の制定について
3. 平成17年度受託研究等の実績について
4. 常磐アートライン構想について
5. 柏大学コンソーシアム（仮称）構想について
6. その他

◎研究推進室

平成18年3月22日（水）

〔議題〕

1. 平成17年度 年度計画の実績について
2. 知的財産戦略策定プロジェクトについて

〔報告事項〕

1. 平成18年度 年度計画について
2. その他

◎役員会

平成18年3月23日（木）

〔議題〕

1. 平成18年度年度計画（案）について
2. 平成18年度部局別支出暫定予算について
3. 東京芸術大学学則の一部を改正する学則（案）の制定について
4. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則（案）等の制定について
5. 東京芸術大学別科規則の一部を改正する規則（案）の制定について
6. 東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則（案）の制定について

7. 東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の一部を改正する規則（案）の制定について
8. 東京芸術大学就業規則等の改正について
9. 東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項（案）の制定及び関連規則等の一部改正について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）
2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）

〔報告及び連絡事項〕

1. 中期目標・中期計画の変更について
2. 事務系職員の人事異動について

◎教育研究評議会

平成18年3月23日（木）

〔議題〕

1. 平成18年度年度計画（案）について
2. 東京芸術大学学則の一部を改正する学則（案）の制定について
3. 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則（案）等の制定について
4. 東京芸術大学別科規則の一部を改正する規則（案）の制定について
5. 東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則（案）の制定について
6. 東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の一部を改正する規則（案）について
7. 東京芸術大学就業規則等の改正について
8. 東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項（案）の制定及び関連規則等の一部改正について
9. 大学美術館長候補者の選考について
10. 教員の昇任・採用について
11. 学生の停学（無期）処分の解除について

〔報告及び連絡事項〕

1. 評議員の選出について
2. 中期目標・中期計画の変更について
3. 卒業式、入学式の運営方法について
4. 平成17年度芸術国際交流協定の締結について
5. 平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブの申請について
6. 平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム」等の公募について
7. 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について

8. 平成18年度入学者選抜試験の志願者数等について
9. 事務系職員の人事異動について
10. 海外渡航について
11. その他

◎学生支援室

平成18年3月29日（水）

〔議題〕

1. 新入寮生の選考について
2. 四芸術大学体育・文化交歓会について
3. 平成17年度日本学生支援機構奨学金特に優れた業績による返還免除者の選考について
4. 東京国際交流館（お台場）入居の選考について
5. 東京芸術大学国際交流会館入居者選考及び入居期間延長申請者の取扱いについて
6. 平成18年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）の推薦について
7. 2006年度（財）神林留学生奨学会私費外国人留学生奨学生候補者の推薦について
8. 平成18年度留学生対象プログラム（案）について
9. 東京芸術大学の安全対策について
10. その他

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成17年度日本学生支援機構奨学金（学部）第一種（緊急採用）奨学生の推薦・選考について
2. 平成17年度日本学生支援機構（大学院）第二種奨学生の個別推薦について
3. 2006年度（財）辻アジア国際奨学財団外国人奨学生候補者の推薦について
4. 平成18年度「国際大学交流セミナー」の応募について
5. 平成18年度短期留学推進制度（派遣）に係る奨学金支給割当人数について
6. 平成18年度国内採用国費外国人留学生（研究留学生）選考結果について
7. 2006年度（財）ユアサ国際教育学術交流財団外国人留学生奨学生の応募の結果について
8. 2006年度（財）ロータリー米山記念奨学会米山奨学生の応募の結果について
9. 2006年度（財）平和中島財団外国人留学生奨学生の応募の結果及び継続支給の審査結果について
10. その他

◎臨時役員会

平成18年3月31日（金）

〔議題〕

1. 東京芸術大学就業規則等の改正について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）
2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）

— 美術学部 —

◎大学院美術研究科運営委員会

平成18年3月2日（木）

〔議題〕

1. 平成17年度課程博士学位審査報告について
2. 課程博士学生の展示（博士展）について（継続審議）
3. その他

◎美術学部学生生活委員会

平成18年3月20日（月）

〔議題〕

1. 平成18年度（財）神林留学生奨学会奨学生の推薦について
2. 平成18年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）候補者について
3. 平成18年度厚生補導助成金予算について
4. 特別講演の実施について
5. 日本学生支援機構第一種奨学金返還免除について
6. その他

◎美術学部運営委員会

平成18年3月20日（月）

〔議題〕

1. 創立120周年記念事業記念展について
2. 小島アートプラザの使用について
3. 任期更新時の再任評価基準の作成について
4. 大学美術館保存修復研究室及び制作展示研究室の兼任教員の選出について
5. その他

◎美術学部教務委員会

平成18年3月22日（水）

〔議題〕

1. 科目等履修生（資格）の受入について
2. 平成18年度委託生の受入について
3. 学生の身分異動について
4. 学部学生の留年者等について
5. 平成18年度公開講座実施計画書について
6. 教職科目の単位変更について
7. 平成17年度〈RA〉及び〈TA〉の成果報告書について

8. 平成18年度教育研究助手の勤務予定日及び時間数について

9. その他

◎美術学部拡大入試運営委員会

平成18年3月22日（水）

〔議題〕

1. 平成18年度美術学部受験生大学入試センター試験成績について
2. 平成18年度美術学部入学志願者で他大学への入学手続終了者一覧
3. 平成18年度美術学部入学試験の合否判定について
4. 平成18年度研究生の合否判定について
5. その他

◎大学院美術研究科委員会

平成18年3月22日（水）

〔協議事項〕

1. 平成18年度研究生の合否判定について
2. 学生の身分異動について
3. その他

◎美術学部教授会

平成18年3月22日（水）

〔協議事項〕

1. 平成18年度美術学部入学試験の合否判定について
2. 教員人事について
3. 教育研究評議員の選出について（投票）
4. 人事委員会委員（学部委員）の選出について（投票）
5. 芸術情報センター運営委員会委員の選出について
6. 大学美術館保存修復研究室及び制作展示研究室の兼任教員の選出について
7. 東京芸術大学学則の一部を改正する学則（案）の制定について
8. 東京芸術大学研究生規則の一部を改正する規則（案）の制定について
9. 東京芸術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項（案）の制定及び関連規則等の一部改正について
10. 平成18年度公開講座実施計画書（案）について
11. 平成18年度科目等履修生（資格）の受入について
12. 平成18年度委託生の受入について
13. 学生の身分異動について
14. 学部学生の留年者等について
15. 受託事業の受入について
16. 受託研究の受入について

17. その他

〔報告事項〕

1. 各種委員会等報告

- ◆ 企画・評価室会議（3月8日開催）
 - ◆ 企画・評価室会議（3月20日開催）
 - ◆ 管理・運営室会議（3月9日開催）
 - ◆ 安全衛生委員会（3月15日開催）
 - ◇ 大学美術館運営委員会（3月16日開催）
 - ◆ 施設環境部会（3月20日開催）
 - ◆ 社会連携室会議（3月20日開催）
 - ◆ 研究推進室会議（3月22日開催）
 - 学生生活委員会（3月20日開催）
 - 教務委員会（3月22日開催）
 - ◆ 教育研究評議会（3月2日開催）
 - 大学院美術研究科運営委員会（3月2日開催）
 - 運営委員会（3月20日開催）
 - 入試運営委員会（3月22日開催）
2. 教員の海外渡航について
3. その他

〔連絡事項〕

1. 展覧会のご案内
2. 平成18年度美術学部会議等日程（予定）について
3. 就業規則の改正案に関する説明会について
4. その他

— 音 楽 学 部 —

◎音楽学部運営会議（拡大入試）・（入試）

平成18年3月12日（日）

◎音楽学部入試判定会議

平成18年3月12日（日）

◎音楽学部教授会（含：研究科委員会）

平成18年3月12日（日）

〔議 題〕

1. 平成18年度音楽学部・大学別科入試合格者の決定について
2. 大学美術館長候補者となるべき適任者の選出について
3. 博士後期課程（課程博士）修了の認定について（投票）
4. 規則の制定・改正

〔報 告〕

- 理事

- 学部長

- 各種委員会委員

1. 理事（総務担当）所掌室会議
管理・運営室（3月9日）
企画・評価室（3月8日）

2. その他の委員会

- 附属音楽高等学校長
- 言語・音声トレーニングセンター長
- 演奏芸術センター長
- 芸術情報センター長

〔その他の報告・連絡事項〕

1. 平成18年度科学研究費補助金の公募について
2. 退職教員送別会
3. 附属音楽高等学校進級判定会議
4. 平成17年度卒業式、別科・大学院修了式
5. 平成18年度附属音楽高等学校入学式
6. 平成18年度入学式
7. 演奏会

〔教員の海外渡航〕

— 大学院映像研究科 —

◎大学院映像研究科教授会

平成18年3月9日（木）

〔議 題〕

1. 平成18年度入学試験の合否判定について
2. 映画専攻第2次募集の実施について
3. 任期更新時の再任評価基準について
4. 平成19年度概算要求事項について
5. 学則等の規則改正等（案）について
6. 博士後期課程の設置申請について
7. 平成18年度管理・運営室部会員の選出について

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成18年度「年度計画」について
2. メディア映像専攻の助手採用について
3. 「日中韓・国立映画教育機関による短編映画共同制作」について
4. 新港校舎の引渡日について
5. 平成18年度「入学式」「新入生オリエンテーション」について
6. 馬車道校舎1Fホールの使用について
7. 新港校舎撮影スタジオの使用希望について
8. 平成18年度の教授会（定例）開催日程について

— 大 学 美 術 館 —

◎大学美術館運営委員会

平成18年3月16日（木）

〔議 題〕

1. 大学美術館長候補適任者の推薦について
2. 「NHK日曜美術館30年展」の観覧料について
3. その他

〔報告及び連絡事項〕

1. 「卒業・修了制作展」入館者数（大学美術館本館）
2. 平成17年度大学美術館入館者数一覧
3. その他

大学日誌

自 平成18年 3 月 1 日 ～ 至 平成18年 3 月 31 日

月 日	曜	行 事
3. 2	木	役員会、教育研究評議会、大学院美術研究科運営委員会
7	火	大邱大学校との芸術国際交流協定の締結
8	水	企画・評価室
9	木	管理・運営室、大学院映像研究科教授会
10	金	附属音楽高等学校卒業式
12	日	(音) 運営会議 (拡大入試)・(入試)、(音) 入試判定会議、(音) 教授会 (含：研究科委員会)
15	水	安全衛生委員会
16	木	役員会、経営協議会、大学美術館運営委員会
19	日	山月記～光と音の無言劇～
20	月	管理・運営室 施設・環境部会、企画・評価室、社会連携室、(美) 学生生活委員会、(美) 運営委員会
21	火	三林輝夫先生退職記念演奏会
22	水	研究推進室、(美) 教務委員会、(美) 拡大入試運営委員会、大学院美術研究科委員会、(美) 教授会
23	木	役員会、教育研究評議会
24	金	卒業式・修了式
29	水	学生支援室
31	金	長期精励者表彰式、臨時役員会